

紀北町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

紀北町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画期間	3
3.	計画の位置づけ	3
4.	策定体制	3
第2章	子どもを取り巻く状況	4
1.	人口等の状況	4
2.	児童人口の状況	5
3.	世帯の状況	6
4.	婚姻・離婚の状況	8
5.	出生の状況	9
6.	就業者、労働力の状況	10
7.	アンケート調査結果の概要	13
8.	第1期計画の進捗状況	26
9.	本計画において特に対応すべき課題の整理	27
第3章	計画の基本理念	29
1.	基本理念	29
2.	基本目標	30
第4章	施策の展開	31
	基本目標1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	31
	基本目標2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり	35
	基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり	38
	基本目標4 子どもを守る環境づくり	41
第5章	子ども・子育て支援の具体的事業目標	45
1.	子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	45
2.	教育・保育提供区域の設定	46
3.	児童人口の見込み	46
4.	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	47
5.	地域子ども・子育て支援事業	51
6.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	64
7.	子ども・子育て支援法に基づく施策の展開	65

第6章 計画の推進.....	66
1. 計画の推進体制.....	66
2. 計画の進行管理.....	67
資料編.....	68
1. 子ども・子育て会議について.....	68
2. 用語解説.....	71

※用語解説について

本計画での記載内容について「*」が付記された用語は資料編の「用語解説」をご参照ください。

※改元に伴う表記について

「平成」から「令和」に改元されたことに伴い（改元日：2019年5月1日）、当年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。また、国の制度等において平成30年度以降を目標年としていたものは「令和」での表記に変更しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響が懸念されています。

国においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法*」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法*」を制定し、「子ども・子育て支援新制度*」が創設されました。

子ども・子育て支援新制度*では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等など、地域の子ども・子育て支援を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

本町においては、住民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援法*に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に「紀北町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定しました。

その後、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、希望出生率を1.8まで上昇させる指針が示されました。このため、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年に公表された「子育て安心プラン」において、女性就業率が80%でも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て支援への大規模な予算投入が明示され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学後の共働き家庭が直面する「小1の壁*」を打破する観点から、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童対策の充実を図ることとされています。

加えて、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく対応など、市町村に求められる子育て支援策は拡大してきています。

本町においては、計画の改定時期を迎えたことから、計画策定後の法・制度等の動向を踏まえるとともに、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の实情に即した「紀北町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
平成 27年	子ども・子育て支援法*関連3法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保(平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法*改定	・令和7年3月末までの時限立法に延長。
平成 28年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29年	子育て安心プラン策定	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	子ども・子育て支援法*一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
平成 30年	子ども・子育て支援法*に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小1の壁*」を打破するための放課後児童対策の充実
令和 元年	子ども・子育て支援法*一部改正(幼児教育・保育の無償化)	・幼児教育・保育の無償化開始(10月施行) ・施設等利用給付の創設

2. 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					見直し	本計画（第2期計画）			

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法*第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法*第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。

さらに、町の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「健康増進・食育推進計画」、「障がい児福祉計画」など保健福祉分野の諸計画、「男女共同参画基本計画」など関連分野の計画との整合・調和を図ります。

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法*第77条の趣旨に基づき設置した子ども・子育て会議*において、審議を行います。当会議は子どもの保護者や有識者等により構成されています。あわせて、庁内において関係課との連携を図りながら策定・推進します。

また、子どもの保護者を対象に、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にしたアンケート調査を実施し、その結果を反映できるように努めます。

第2章 子どもを取り巻く状況

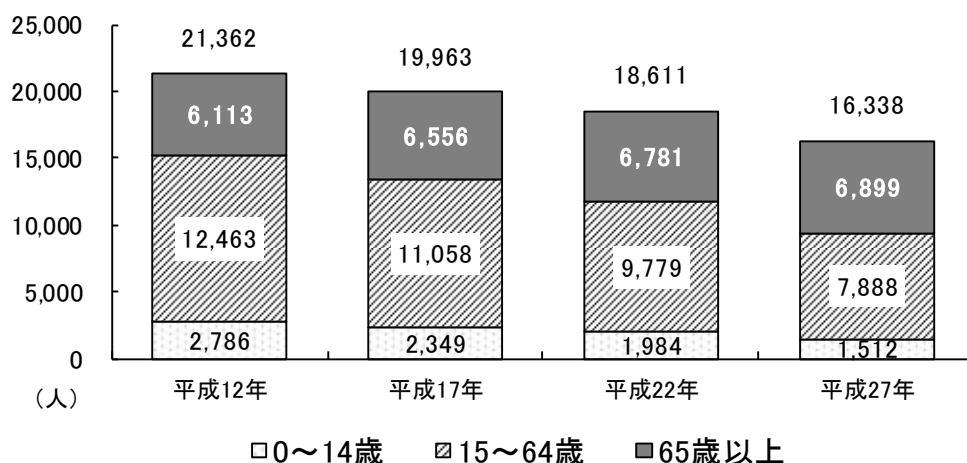
1. 人口等の状況

本町の総人口は、16,338人（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の21,362人から一貫して減少傾向にあります。

年齢別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢別の人口構成比（平成27年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口、生産年齢人口は国や県を下回る一方、高齢者人口は大きく上回ります。

総人口・年齢階層別人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

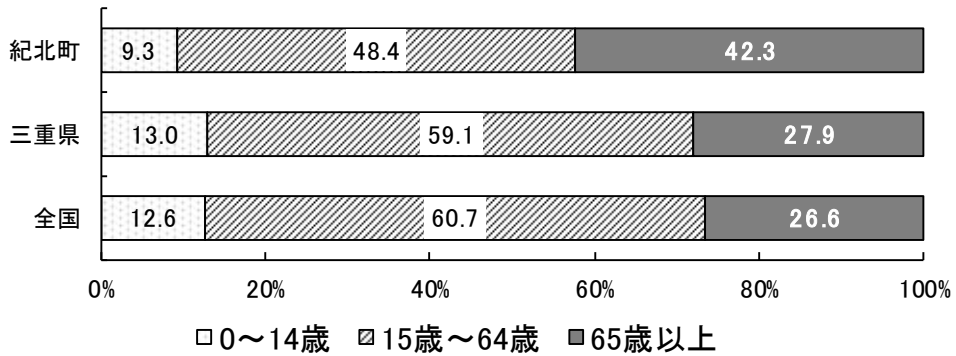
総人口・年齢階層別人口の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	21,362	19,963	18,611	16,338
年少人口(0～14歳)	2,786	2,349	1,984	1,512
構成比(%)	13.0	11.8	10.7	9.3
生産年齢人口(15～64歳)	12,463	11,058	9,779	7,888
構成比(%)	58.3	55.4	52.7	48.4
高齢者人口(65歳以上)	6,113	6,556	6,781	6,899
構成比(%)	28.6	32.8	36.6	42.3
年齢不詳	0	0	67	39

資料：国勢調査

年齢階層別人口構成比の比較

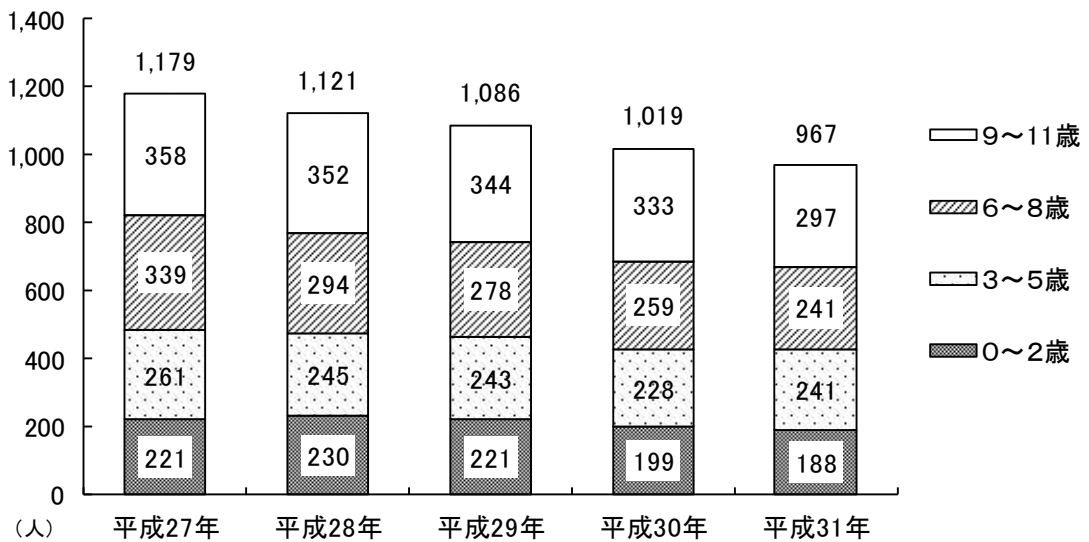


資料：平成27年国勢調査

2. 児童人口の状況

本町の児童人口（0～11歳）の推移をみると、平成27年の1,179人から平成31年の967人へと減少傾向で推移しています。

児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

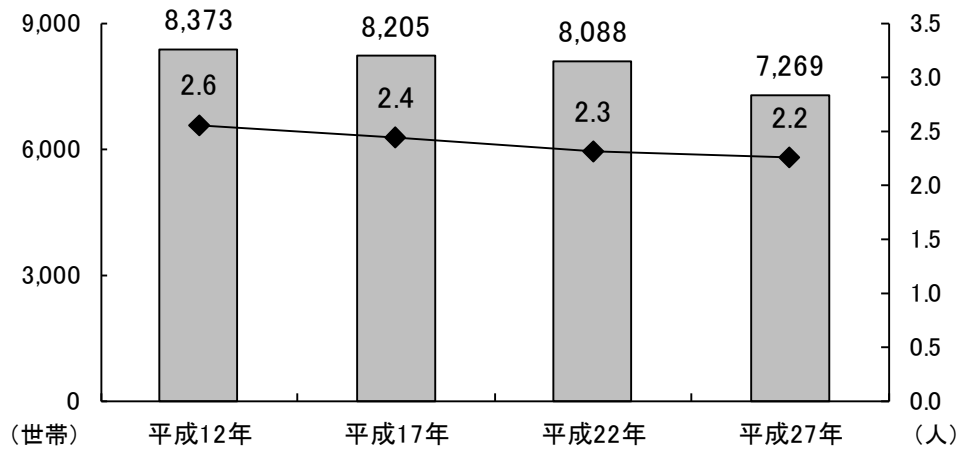
3. 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本町の世帯数は、7,269世帯（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の8,373世帯から減少傾向で推移しています。また、1世帯あたりの人員も平成12年の2.6人から平成27年には2.2人へと減少しています。

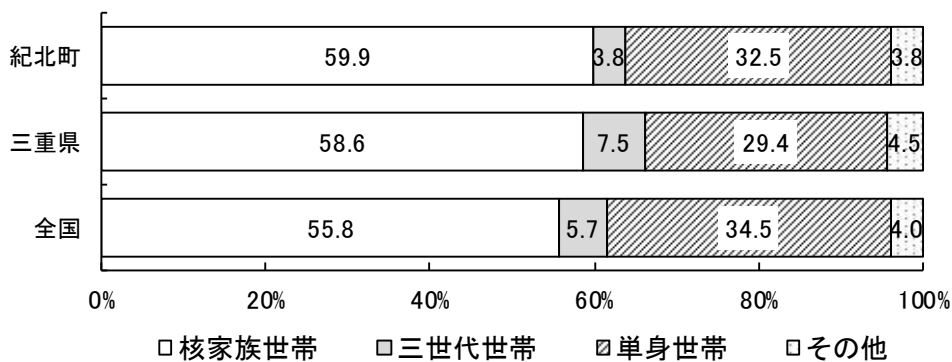
また、世帯構成を国、県と比較すると、本町は三世帯世帯の割合が少なく、核家族世帯が多い傾向がみられます。

世帯等の推移



資料：国勢調査

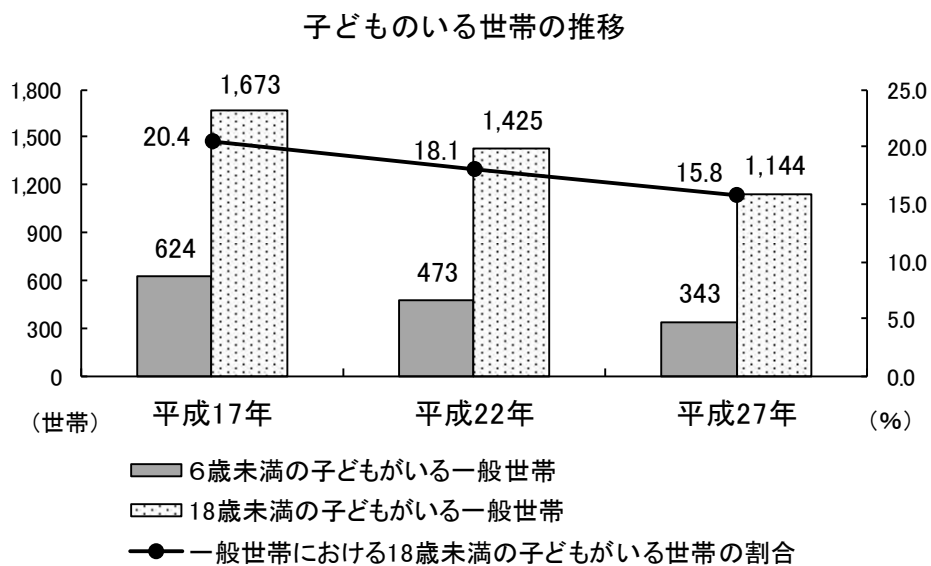
世帯構成割合の比較



資料：平成27年国勢調査

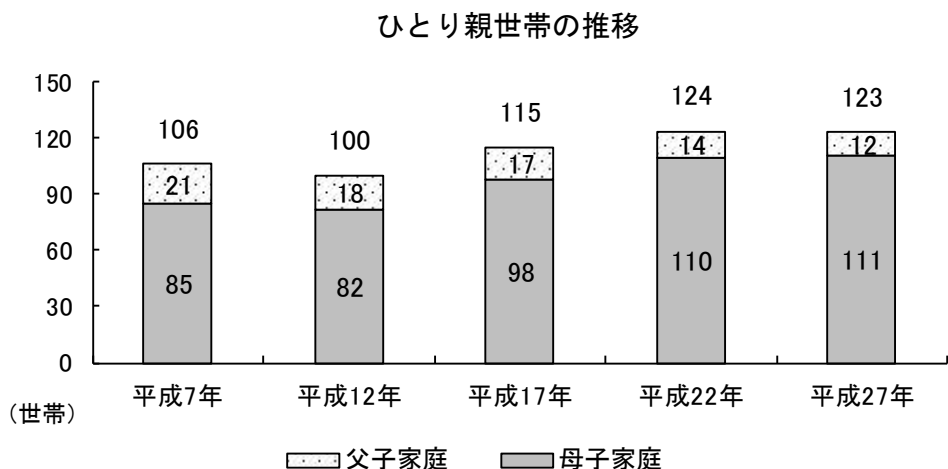
(2) 子どものいる世帯の推移

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）における子どものいる世帯（6歳未満・18歳未満）の推移をみると、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少傾向にあり、一般世帯に対する18歳未満のいる世帯の割合も減少しています。



(3) ひとり親世帯の推移

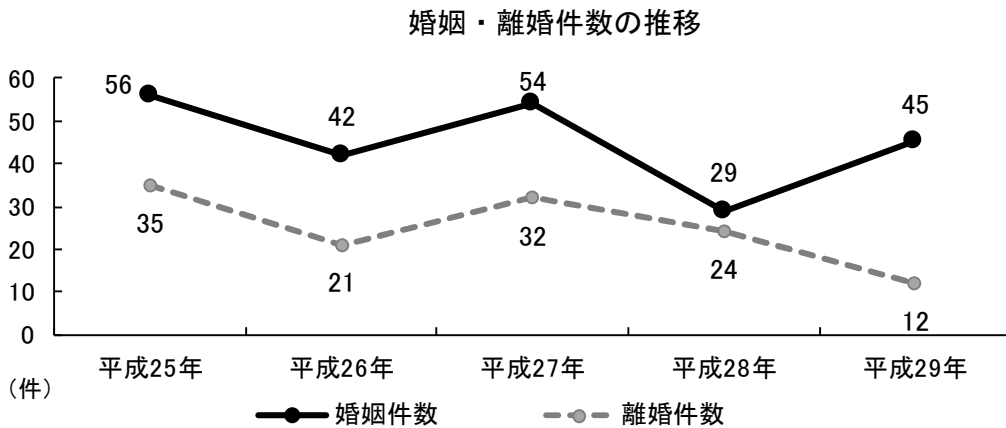
本町のひとり親世帯（父子家庭・母子家庭）の推移をみると、平成12年からおおむね増加傾向にあり、平成27年には123世帯となっています。また、平成27年の母子家庭は111世帯、父子家庭は12世帯となっています。



4. 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

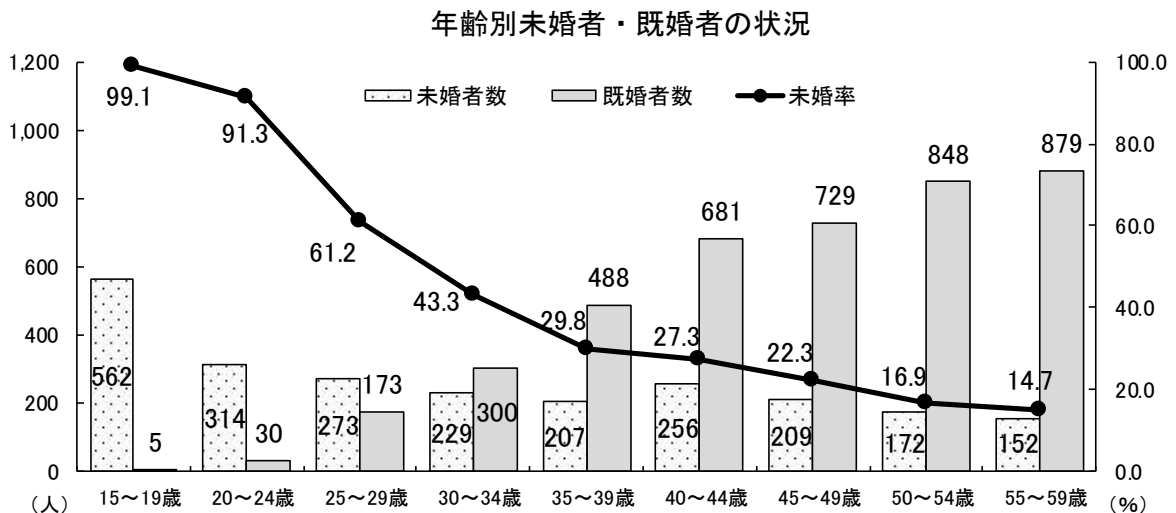
本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は平成29年で45件となっています。また、離婚件数は平成29年で12件となっています。



資料：人口動態統計

(2) 未婚者・既婚者の状況

本町の年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半では約6割(61.2%)ですが、30代前半では4割強(43.3%)に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割弱が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

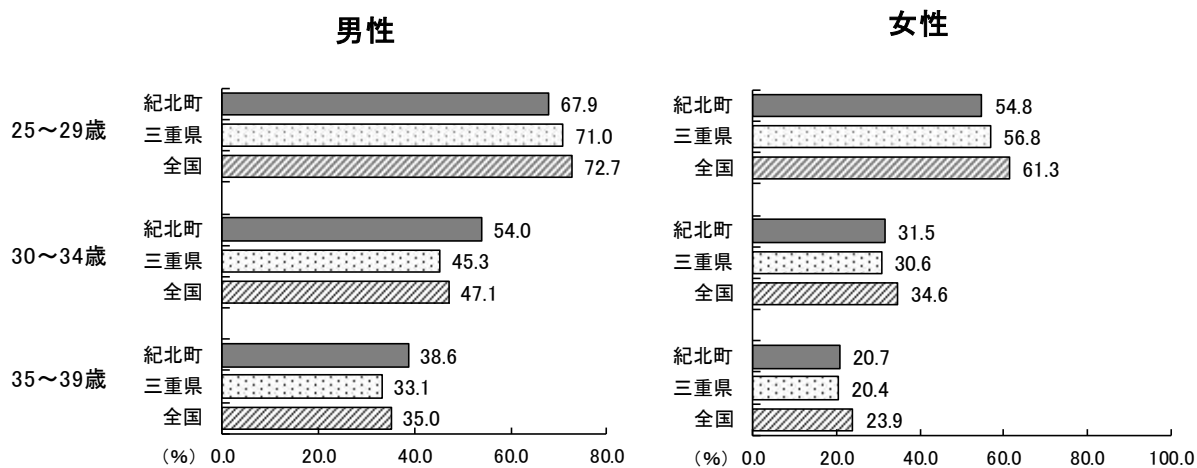


※離婚・死別は既婚者数に含む。

資料：平成27年国勢調査

また、婚姻年齢の中心層（20代後半から30代）の未婚率を国、県と比較すると、本町は30代男性の未婚率がやや多い傾向がみられます。

未婚率の比較

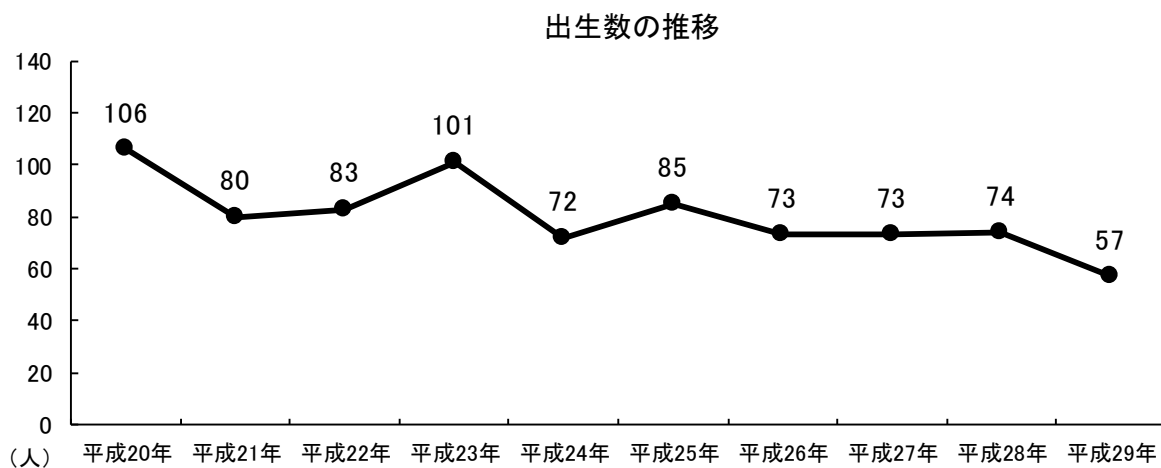


資料：平成27年国勢調査

5. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数をみると、平成26年以降70人台で推移してきましたが、平成29年には57人となっています。



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率*をみると、平成21～25年では県を下回っていましたが、平成25～29年では1.53と県を上回っています。

合計特殊出生率の推移

	平成21～25年	平成22～26年	平成23～27年	平成24～28年	平成25～29年
紀北町	1.39	1.45	1.50	1.49	1.53
三重県	1.47	1.48	1.49	1.49	1.48

※合計特殊出生率は5年間の平均

資料：みえの健康指標

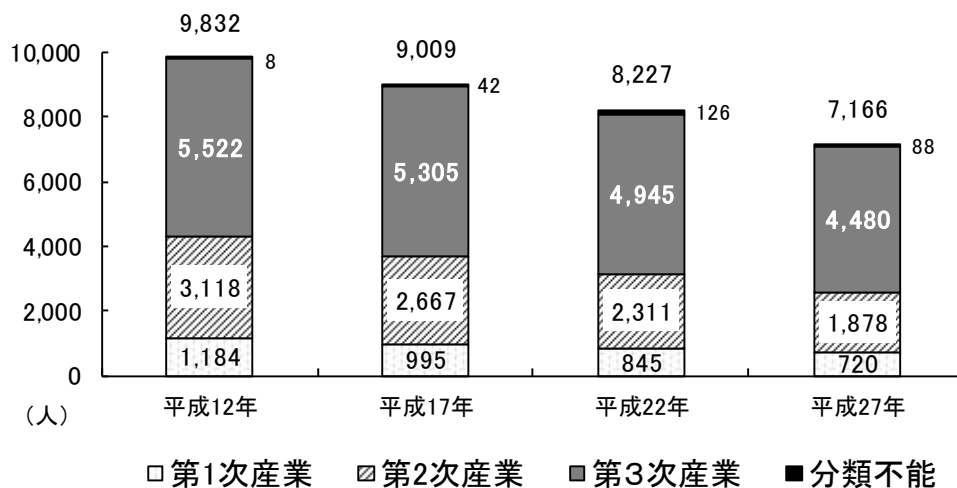
6. 就業者、労働力の状況

(1) 就業者数の推移

本町の産業別就業者の推移をみると、就業者総数が減少するとともに、産業別就業者はいずれの産業でも減少傾向にあります。

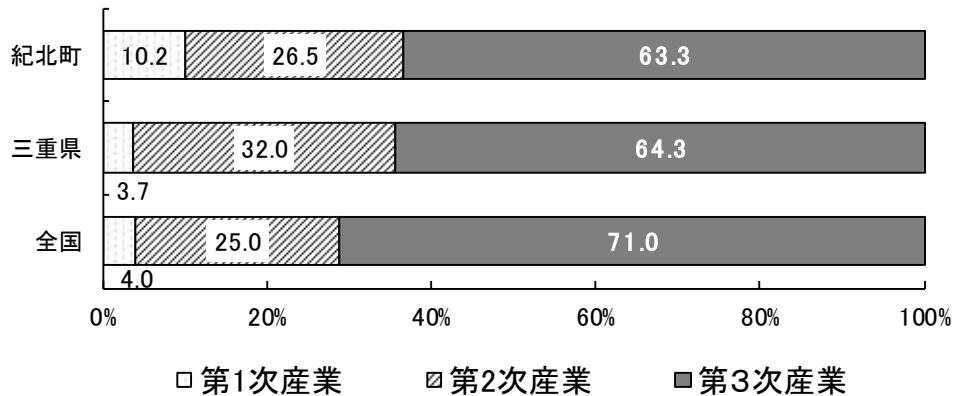
また、就業者の構成割合を平成27年国勢調査で国、県と比較すると、本町は第1次産業の就業者割合が多くなっています。

産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

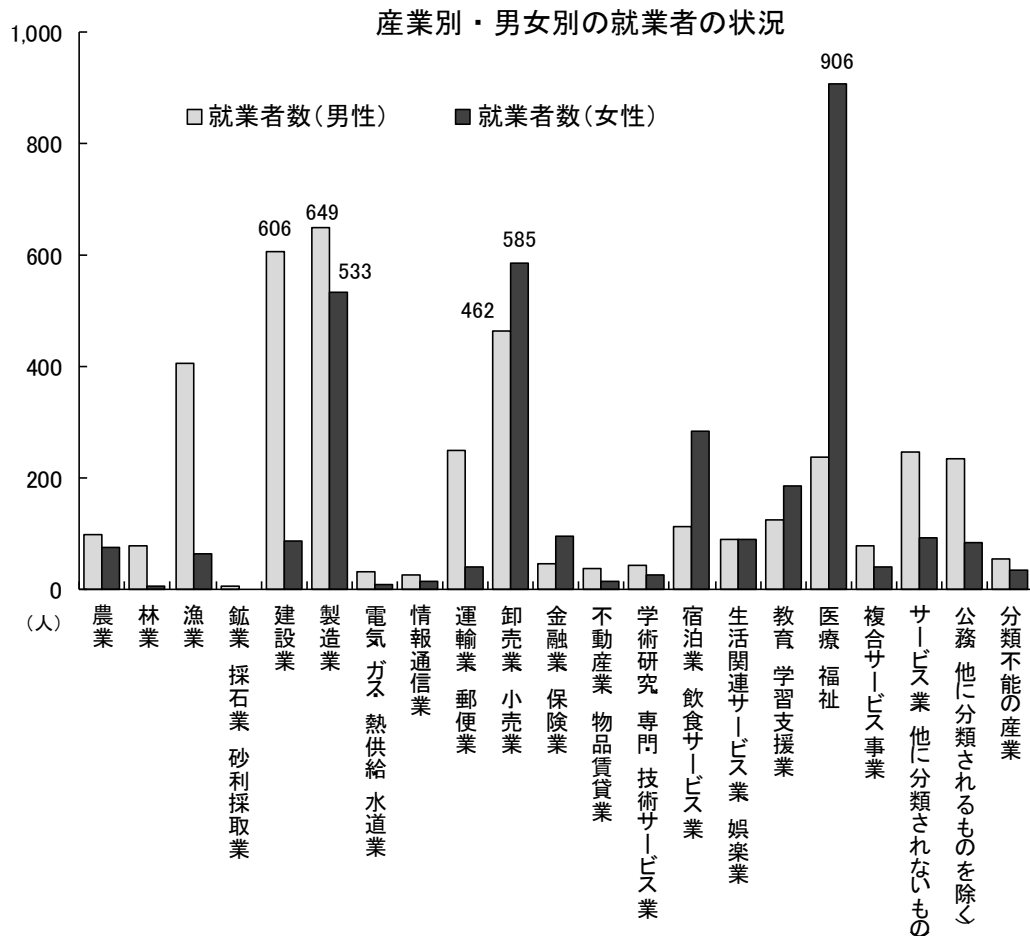
産業別就業者構成割合の比較



資料：平成 27 年国勢調査

(2) 産業別・男女別の就業者の状況

本町の産業別・男女別の就業者を平成 27 年国勢調査でみると、男性では「製造業」が最も多く、次いで「建設業」、「卸売業、小売業」の順となっています。また、女性では「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」の順となっています。



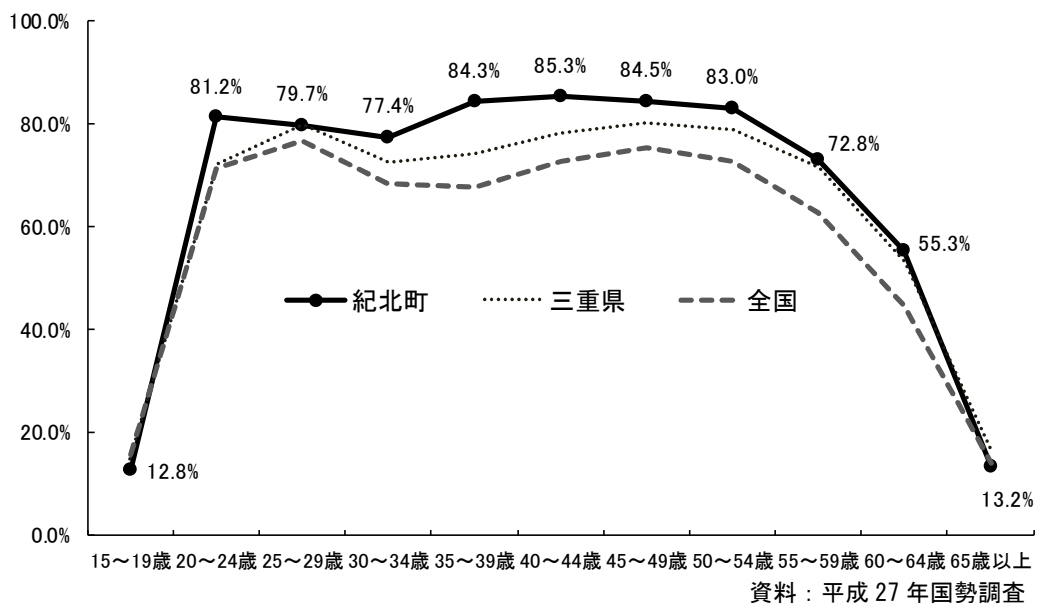
資料：平成 27 年国勢調査

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

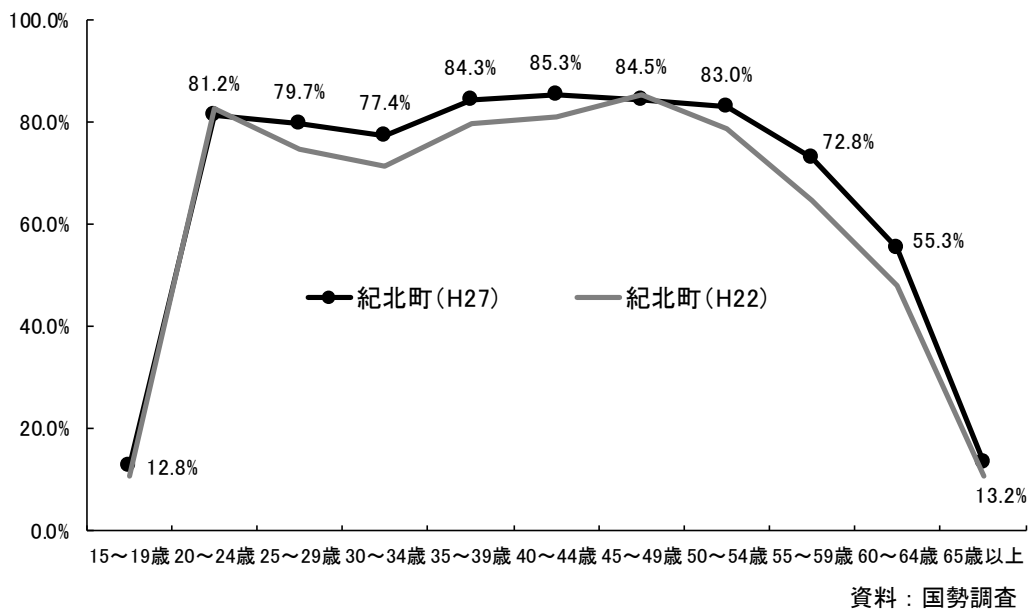
本町の年齢5歳階級別の女性労働力率*（平成27年国勢調査）をみると、20代から労働力率*が70%以上で推移し、50代後半から大きく減少していきます。また、本町の各年齢層の労働力率*は国、県比べて、おおむね高い傾向にありますが、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率*が一旦低下する「M字カーブ*傾向」がみられます。

また、平成22年国勢調査と比較すると、20代後半から40代前半の労働力率*が上昇しており、子育て世代の母親が以前よりも就労していることがうかがえます。

女性の年齢別労働力率の状況



女性の年齢別労働力率の推移



7. アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的等

本計画の策定にあたっては、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために就学前児童や小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象・回収率等

項目	内容
調査対象	①小学校就学前児童の保護者、②小学生児童の保護者
調査時期	令和元年7月
調査方法	保育園・幼稚園・学校等での配布・回収及び郵送による配布・回収

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	400 票	282 票	70.5%
②小学生児童	500 票	403 票	80.6%

(2) アンケート調査結果の概要

①保護者の就労状況

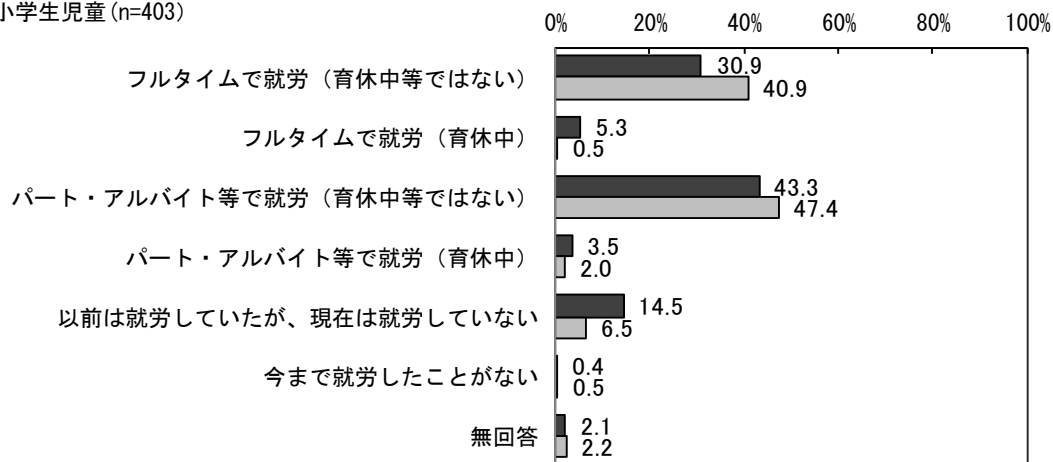
母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト等で就労（育休中等ではない）」が最も多く、次いで「フルタイムで就労（育休中等ではない）」が続きます。

父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労（育休中等ではない）」が多数を占めています。

■母親の就労状況

■就学前児童 (n=282)

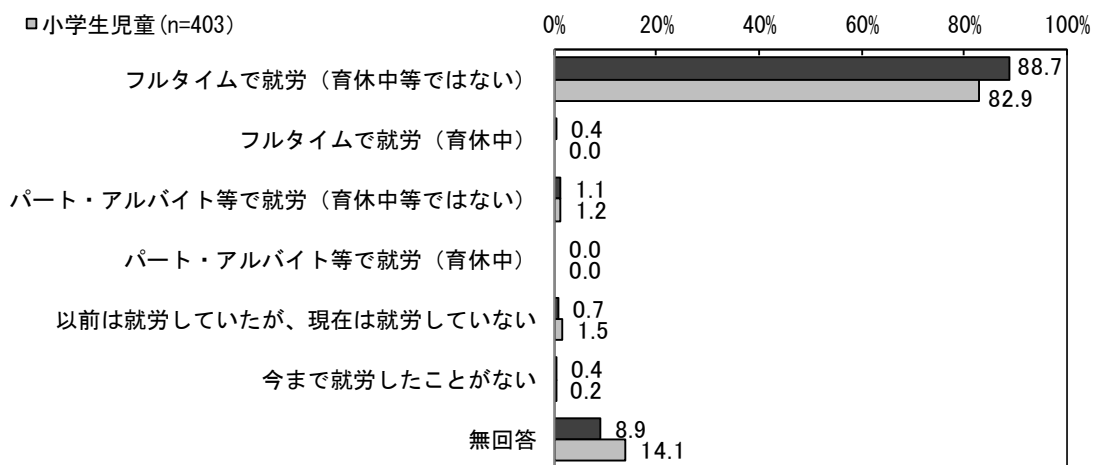
□小学生児童 (n=403)



■父親の就労状況

■就学前児童 (n=282)

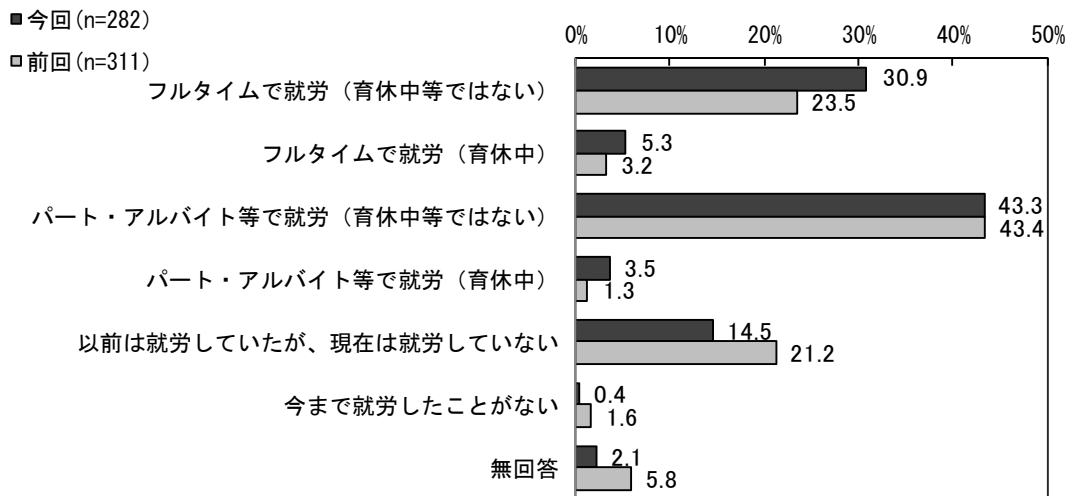
□小学生児童 (n=403)



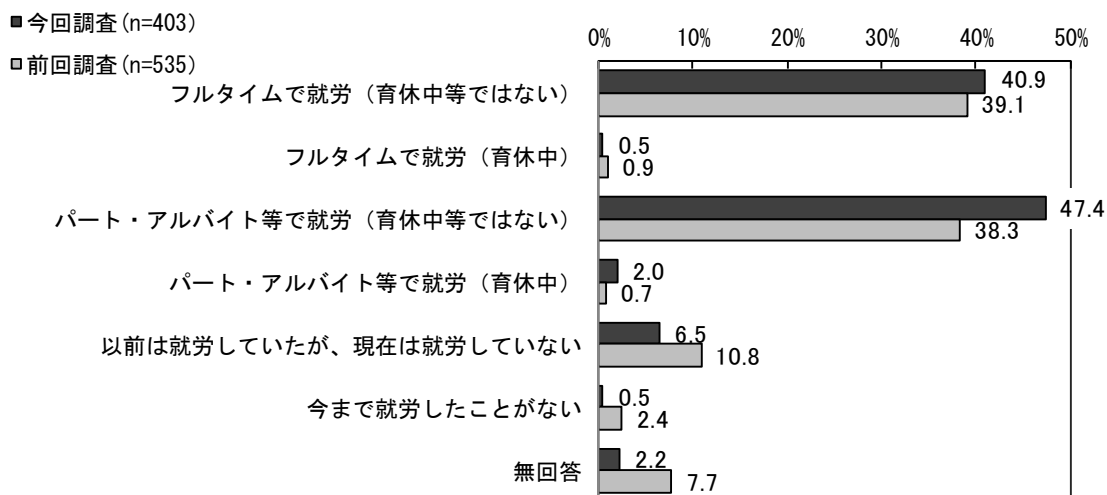
②母親の就労状況の変化

母親の就労状況を前回調査と比較すると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労（育休中等ではない）」が増加しています。小学生児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「パート・アルバイト等で就労（育休中等ではない）」が増加しています。

■母親の就労状況：就学前児童（前回との比較）



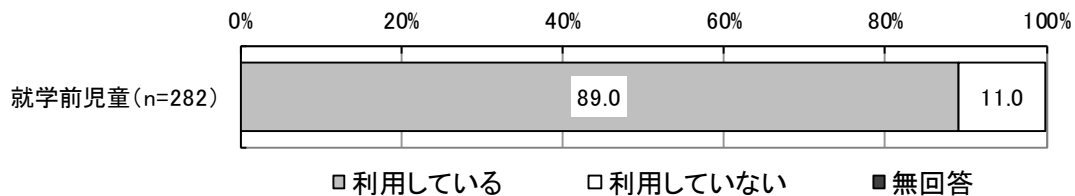
■母親の就労状況：小学生児童（前回との比較）



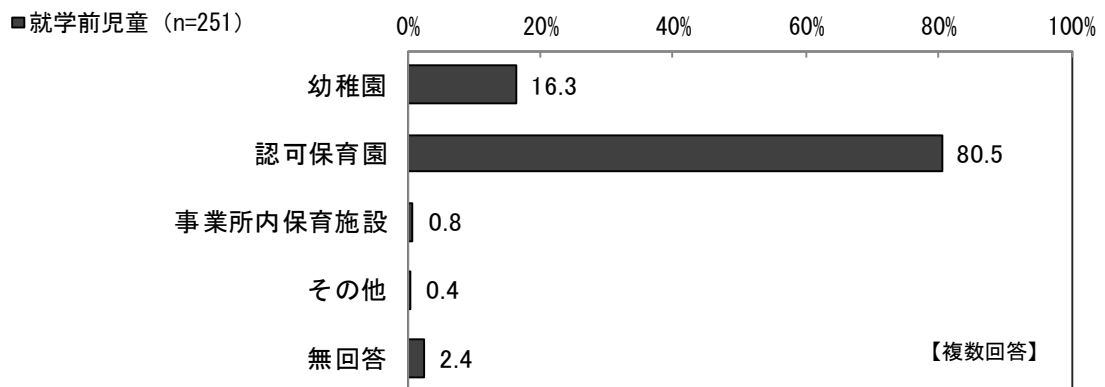
③幼稚園や保育園などの利用状況について（就学前児童）

幼稚園や保育園などの利用について、「利用している」が約9割となっています。また、利用している施設やサービスについては、「認可保育園」が80.5%を占めています。

■幼稚園や保育園などの利用の有無

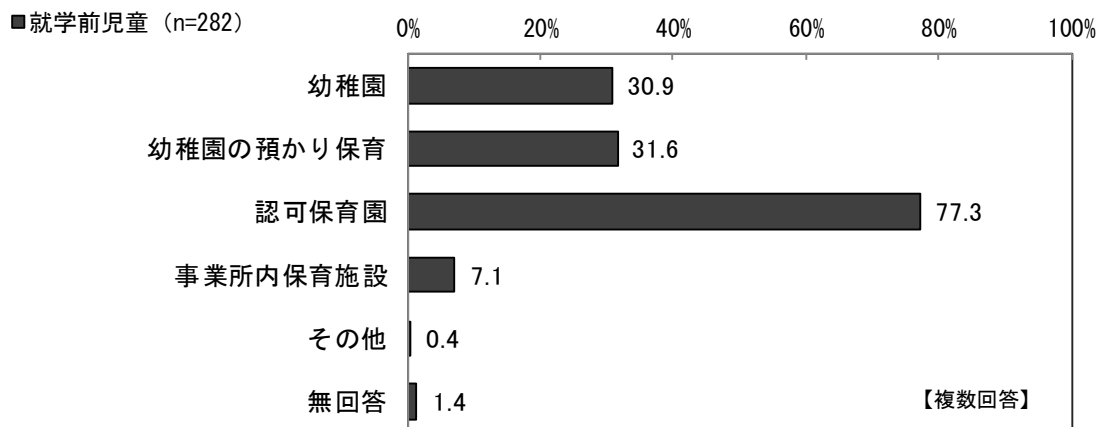


■利用している施設やサービス



④利用したい教育・保育事業（就学前児童）

「認可保育園」が77.3%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」（31.6%）、「幼稚園」（30.9%）などの順となっています。

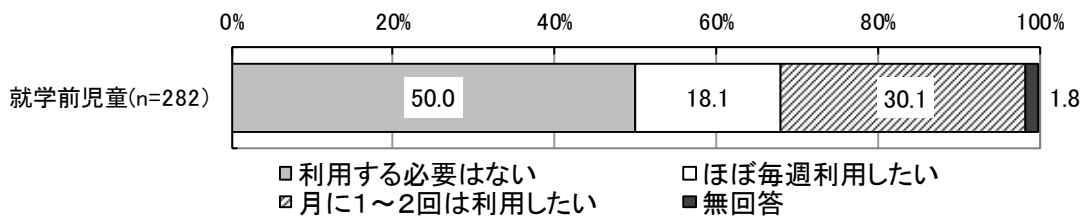


⑤土曜日、休日の定期的な教育・保育施設等の利用希望（就学前児童）

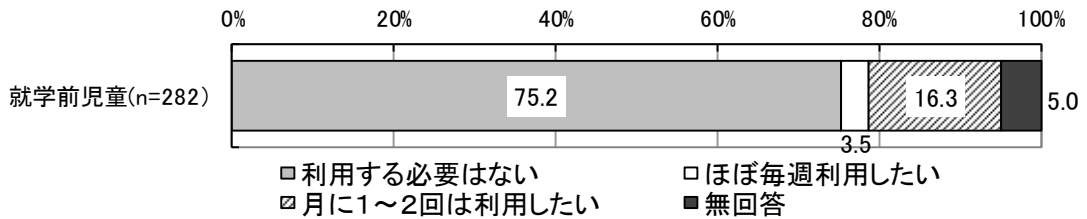
土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が50.0%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が30.1%、「ほぼ毎週利用したい」が18.1%となっています。

また、日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が75.2%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」が16.3%、「ほぼ毎週利用したい」が3.5%となっています。

■土曜日の利用希望

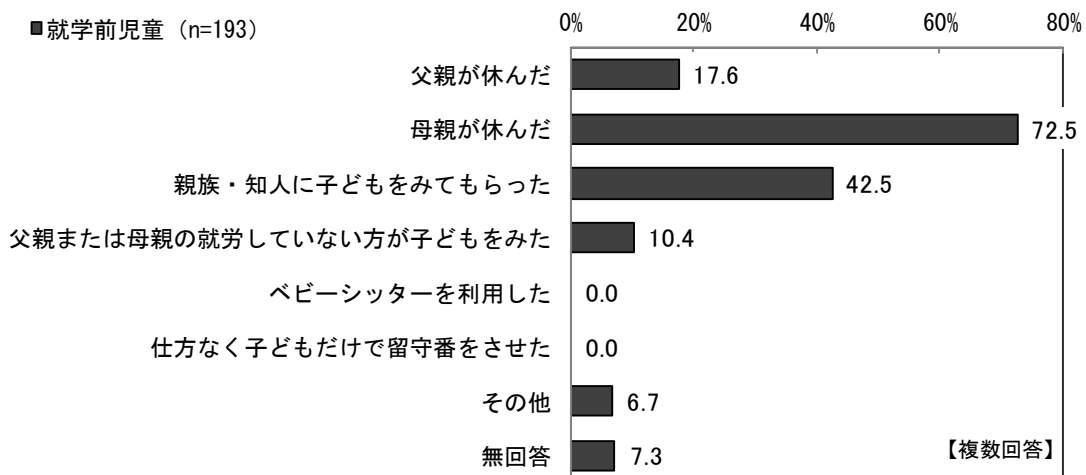


■休日（日曜日・祝日）の利用希望



⑥病気やけがの際の対応について（就学前児童）

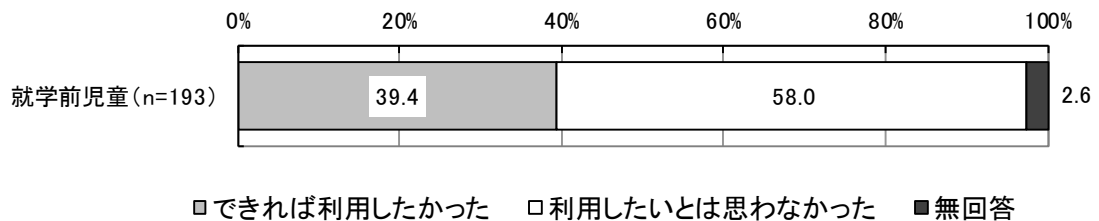
病気やけがで通常の教育・保育施設等が利用できなかった際の対処方法としては、「母親が休んだ」が72.5%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が42.5%、「父親が休んだ」が17.6%となっています。



⑦病児・病後児保育施設の利用意向

病児・病後児保育施設を「できれば利用したかった」が39.4%、「利用したいとは思わなかった」が58.0%となっています。

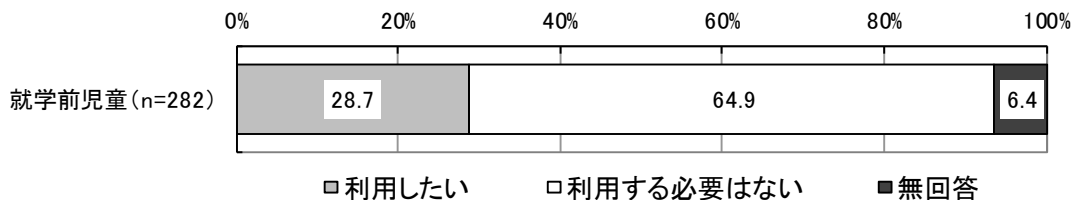
■病児・病後児保育施設の利用意向



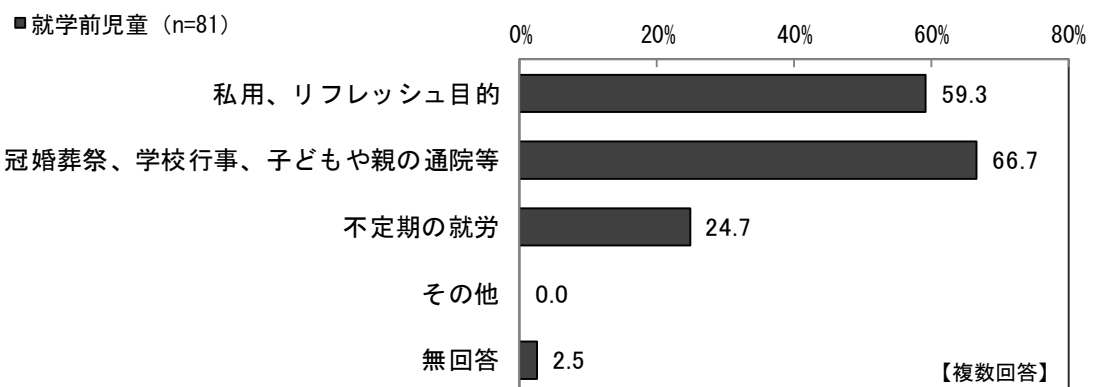
⑧不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向は、「利用したい」が28.7%、「利用する必要はない」が64.9%となっています。また、利用したい理由として、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(66.7%)が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」(59.3%)が続きます。

■利用意向



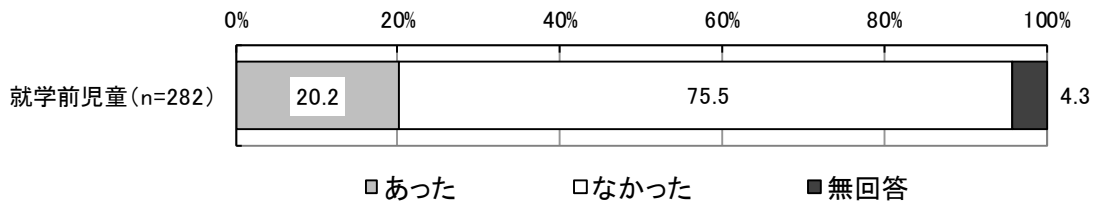
■利用したい理由【複数回答】(「利用したい」と回答した人のみ)



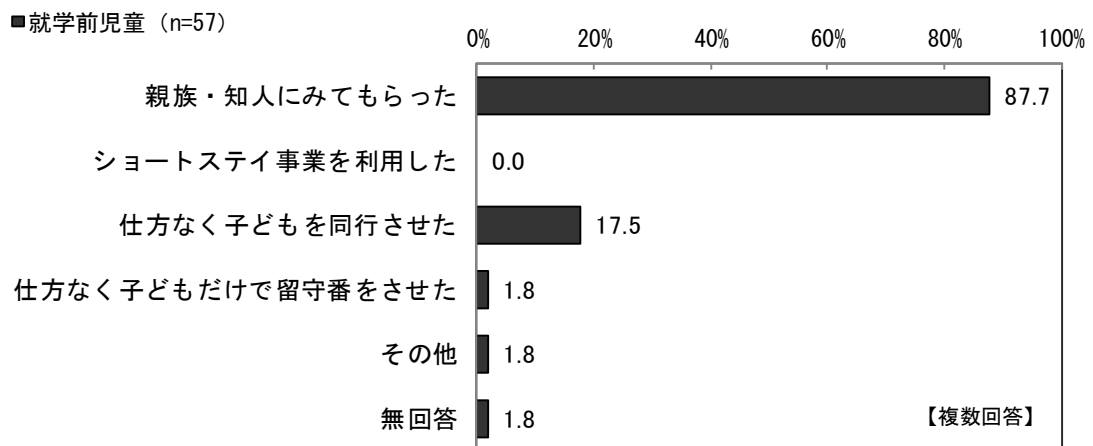
⑨子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けた機会の有無

泊まりがけで家族以外にみてもらう機会の有無は、「あった」が20.2%、「なかった」が75.5%となっています。また、対処方法としては、「親族・知人にみてもらった」が87.7%で最も多くなっています。

■預けた機会の有無



■対処方法【複数回答】（「あった」と回答した人のみ）

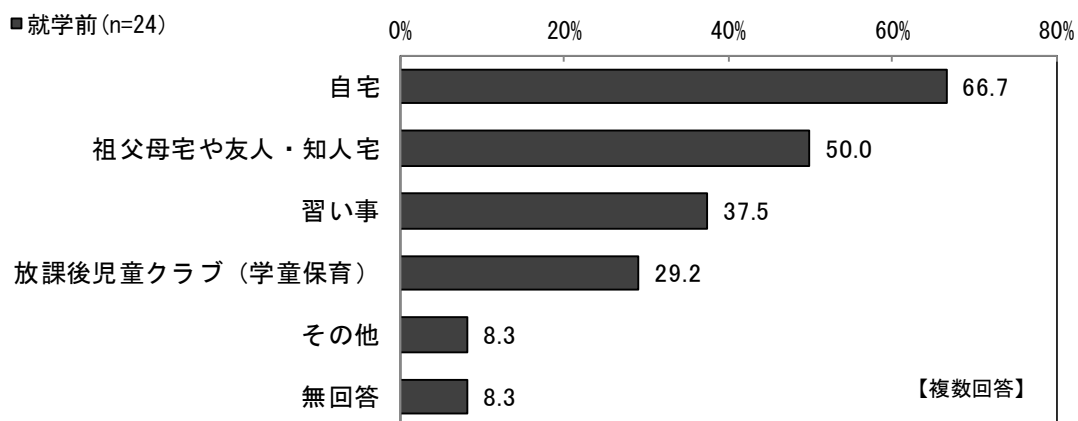


⑩小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童、5歳以上限定）

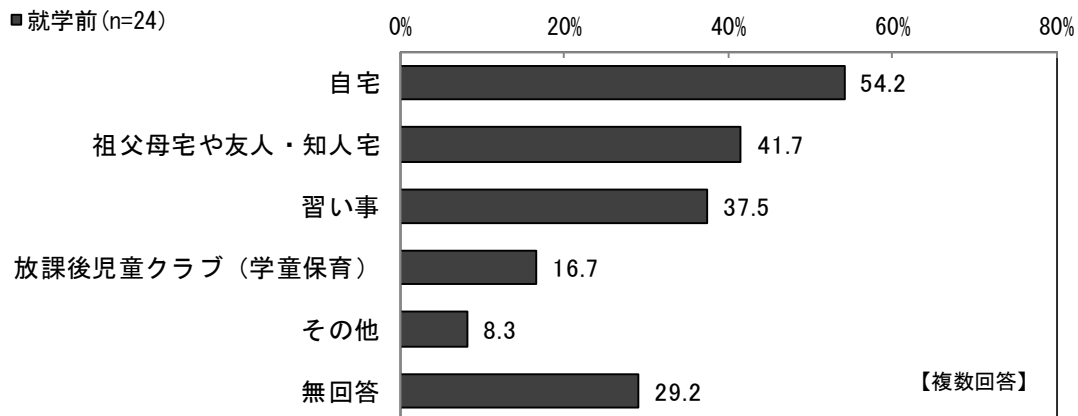
就学前のお子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、低学年の時期、高学年の時期ともに「自宅」が最も多く、次いで「祖父宅や友人・知人宅」、「習い事」が続きます。

また、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が多い傾向がみられます。

■低学年

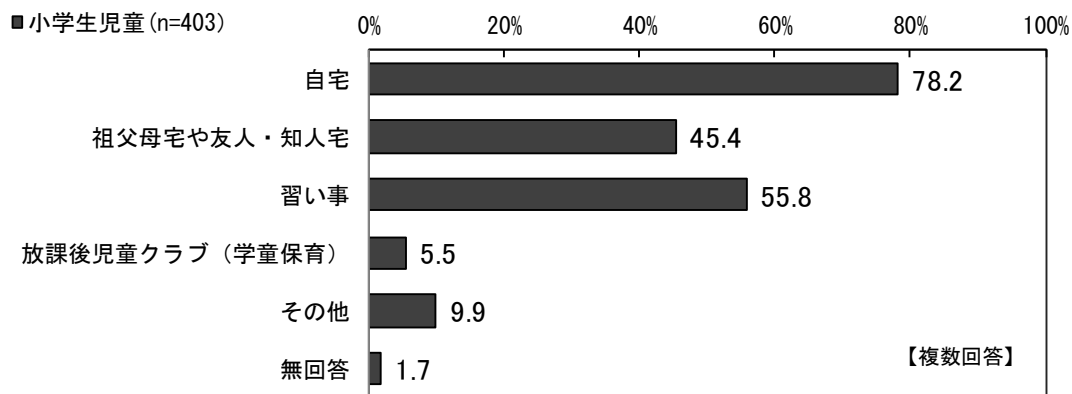


■高学年



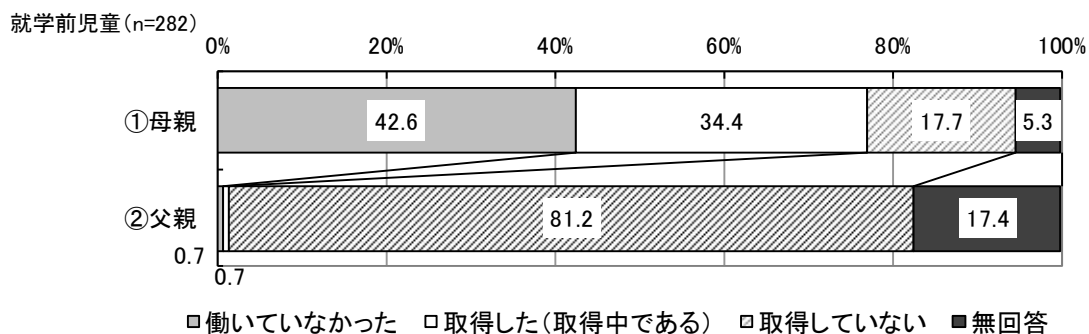
⑪放課後の過ごし方（小学生児童）

小学生のお子さんが放課後をどのように過ごしているかをたずねたところ、「自宅」が78.2%で最も多く、次いで「習い事」（55.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（45.4%）が続きます。



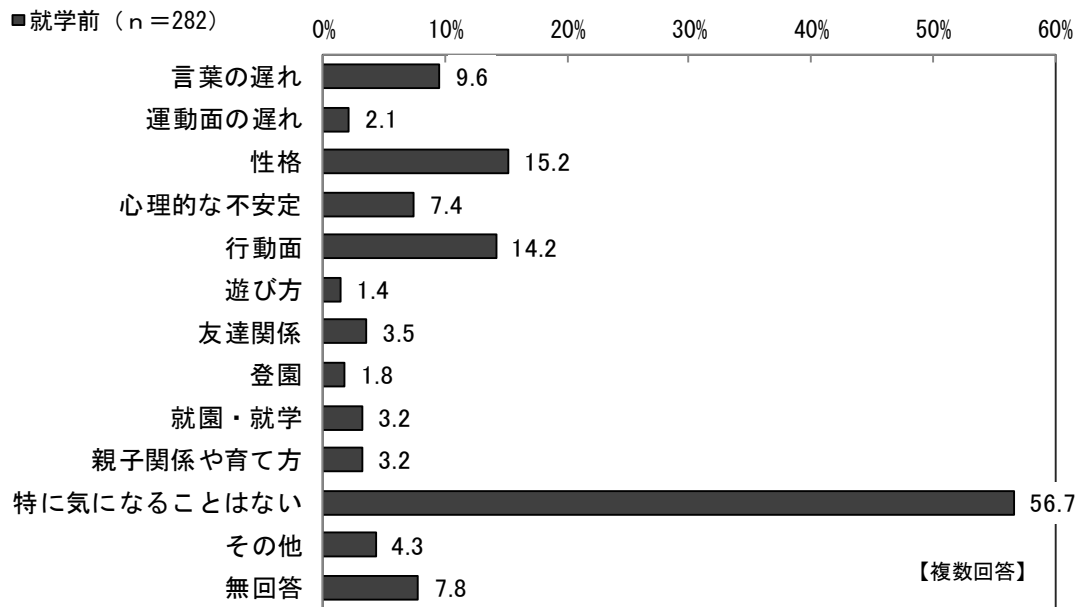
⑫育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業を「取得した（取得中である）」は、母親では34.4%、父親では0.7%となっています。

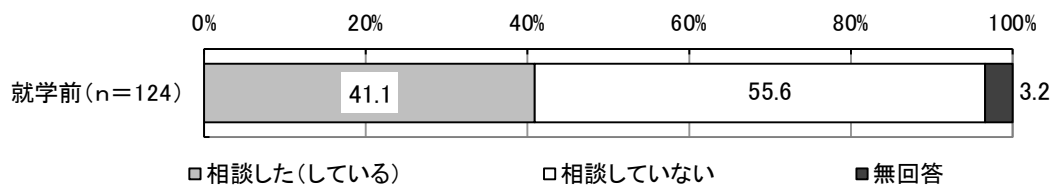


⑬子どもの発達で気になること（就学前児童）

子どもの発達で気になることについては、「特に気になることはない」が56.7%となっており、具体的には「性格」、「行動面」、「言葉の遅れ」が比較的多くなっています。

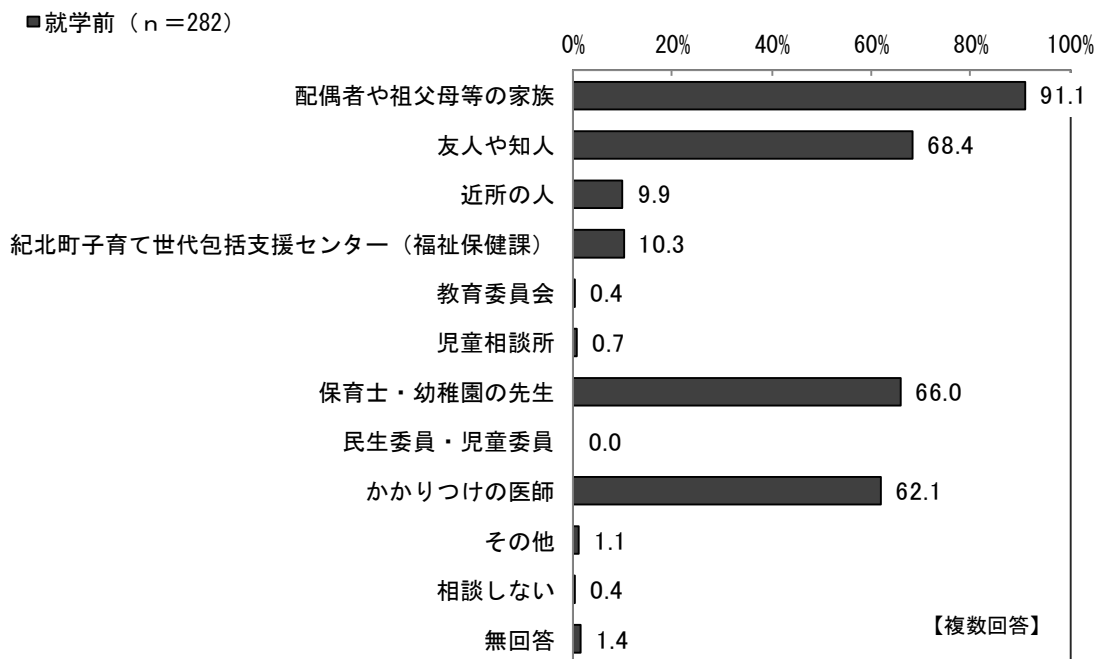


また、発達で気がかりがあると回答した人の相談経験は「相談したことはない」が55.6%、「相談した（している）」が41.1%となっています。



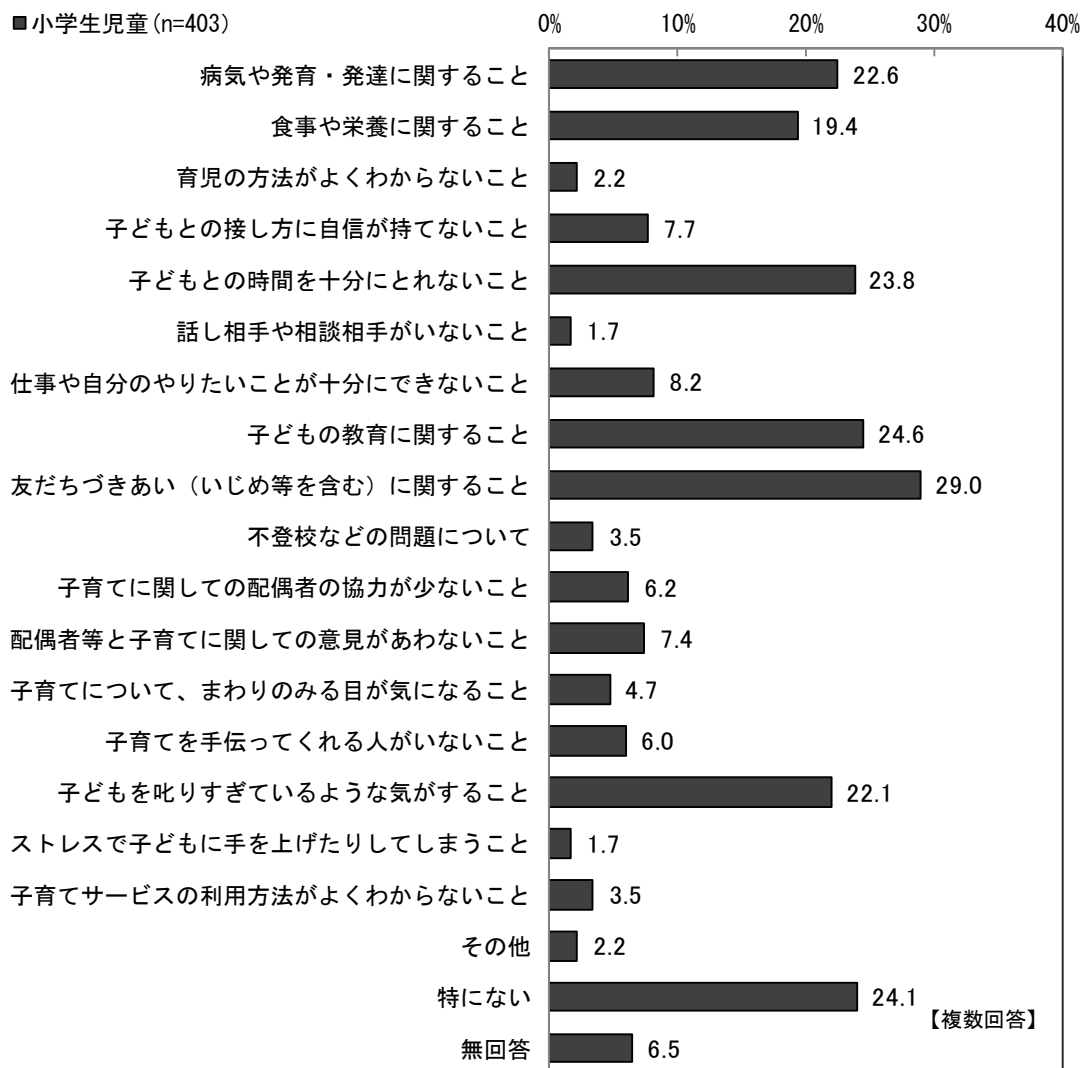
⑭子どもの発達についての相談先（就学前児童）

子どもの発達についての相談先については、「配偶者や祖父母等の家族」が最も多く、次いで「友人や知人」、「保育士・幼稚園の先生」、「かかりつけの医師」が続きます。



⑮子育てで問題に感じていること（小学生児童）

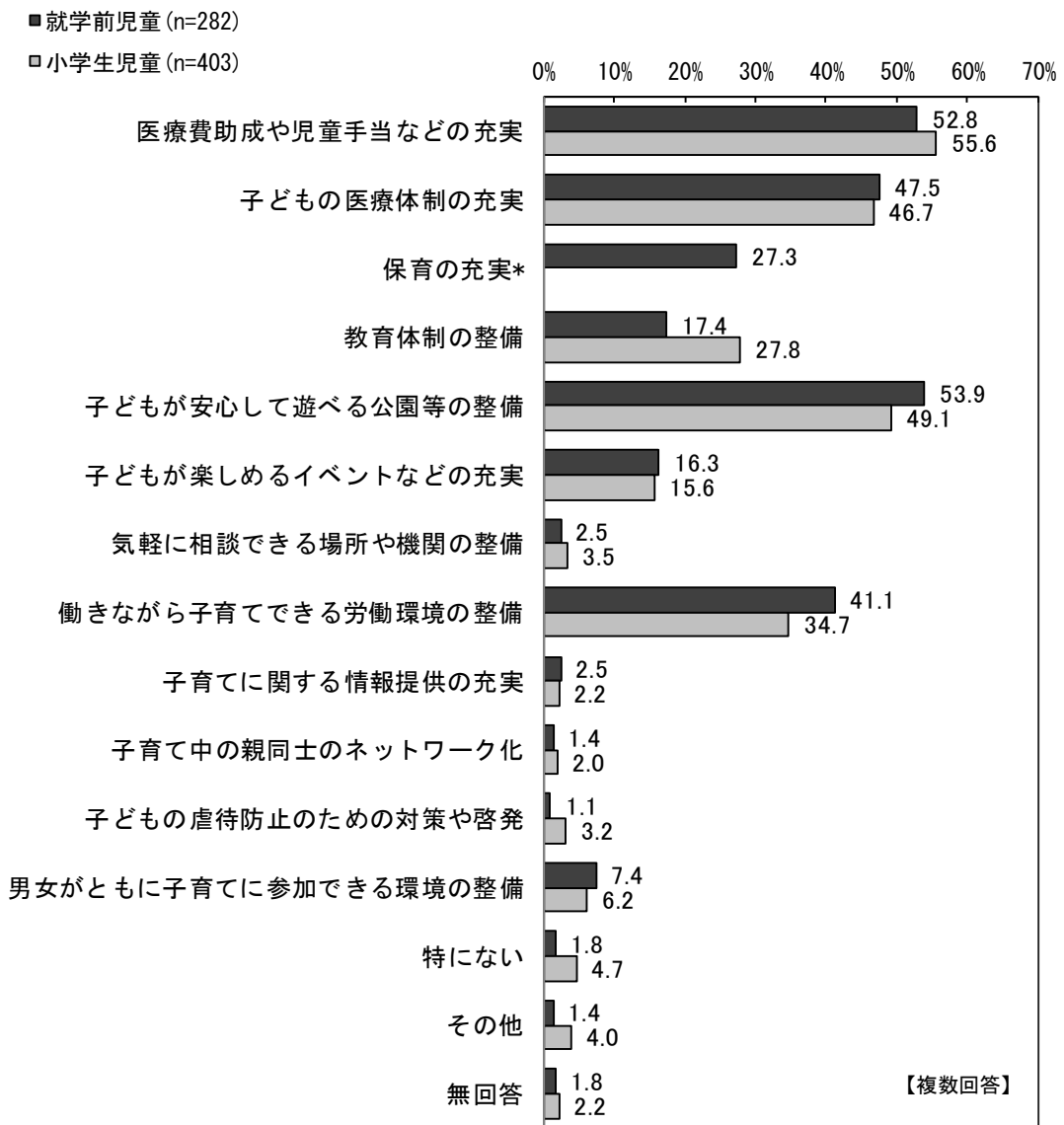
子育てで問題に感じていることは、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」と続きます。なお、「特にない」は24.1%となっています。



⑩期待する子育て支援

就学前児童では、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が最も多く、次いで「医療費助成や児童手当などの充実」、「子どもの医療体制の充実」、「働きながら子育てできる労働環境の整備」などの順となっています。

小学生児童では、「医療費助成や児童手当などの充実」が最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる公園等の整備」、「子どもの医療体制の充実」、「働きながら子育てできる労働環境の整備」などの順となっています。



※「保育の充実」は就学前児童の保護者向けアンケートのみに設定した選択肢

8. 第1期計画の進捗状況

第1期計画の施策の進捗状況・課題等の整理のため、紀北町第1期子ども・子育て支援事業計画のすべての施策について、担当課職員による自己点検と評価を行いました。

達成度については、A～Eの5段階で評価しています（下表の評価基準参照）。なお、施策の内容・性格によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、施策が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された施策をどの程度実施したか）を中心に各施策を評価しています。

今回、評価した122の施策の中には、様々な内容・性格の取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、紀北町第1期子ども・子育て支援事業計画は、Aに分類される施策が85施策、Bに分類される施策が27施策となっており、第1期計画に掲げた施策について、おおむね順調に進捗してきたということがうかがえます。

達成状況一覧

基本目標	施策	達成度				
		A	B	C	D	E
基本目標1 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 児童の健全育成	21	8	2	3	0
基本目標2 母親と子どもの健康づくりの充実	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 食育等の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実	21	8	0	0	1
基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	21	2	0	1	0
基本目標4 子育てを支援する安全・安心な生活環境づくり	(1) 安全に遊べる場所の整備 (2) 安全な生活環境の整備 (3) 安全・安心まちづくりの推進等	12	0	0	0	0
基本目標5 仕事と家庭の両立支援の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 男女共同参画による子育ての推進	1	2	0	0	0
基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の実施	9	7	3	0	0
計		85	27	5	4	1
※評価基準：A（ほぼ100%の進捗状況にある）、B（75%程度の進捗状況にある）、C（半分程度の進捗状況にある）、D（施策に着手し、動き始めることはできた）、E（施策に着手することができなかった）						

9. 本計画において特に対処すべき課題の整理

これまでの子どもを取り巻く状況等を踏まえ、本計画において特に対処すべき課題等を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年、女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれます。アンケート調査においても前回調査より就労している母親の割合が増加しており、幼稚園や保育園などの利用について、「利用している」が約9割となっています。また、利用している施設やサービスについては、「認可保育園」が80.5%を占め、町全体では児童数は減少しているものの、保育ニーズは高まっていることがうかがえます。

仕事と家庭の両立について、母親の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られてきたものの、父親の取得率が低いことが課題となっています。

本町では、乳児保育への対応や障がい児保育の利用支援など多様な保育サービスの充実を進めてきました。また、紀伊長島地区・海山地区に1か所ずつ放課後児童クラブ（学童保育）を設置し、放課後児童対策の充実を図っています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、教育・保育施設の充実を図り、希望する施設等や制度が利用できる環境づくりなど子育てと仕事の両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行っていくことが必要です。

また、家庭内においては、男女が互いを尊重し、高めあいながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児の参画促進を図っていくことが必要です。

(2) 妊娠・出産・子育てを途切れなく支える環境づくりについて

本町では、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「紀北町子育て世代包括支援センター」を開設し、相談支援体制の充実を図ってきたほか、各種母子保健事業による相談支援など子育ての不安軽減に向けた相談体制の充実を図ってきました。また、子育てに関する総合的なポータルサイトとして「きほくファミラボ」を開設するなど情報発信の充実などに取り組んできました。

今後も、妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで途切れのない支援体制づくりを進めることが重要です。

このため、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図る

とともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるよう、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要です。

(3) 地域社会における子ども・子育て支援の充実について

本町では、年々、核家族化が進行しており、地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まっているケースが見受けられます。

本町では、3か所で地域子育て支援センターを開設しているほか、いきいき子ども学園の開催、公民館・図書室でのイベントや教室など、身近な地域での居場所・交流の場づくりに取り組んできました。

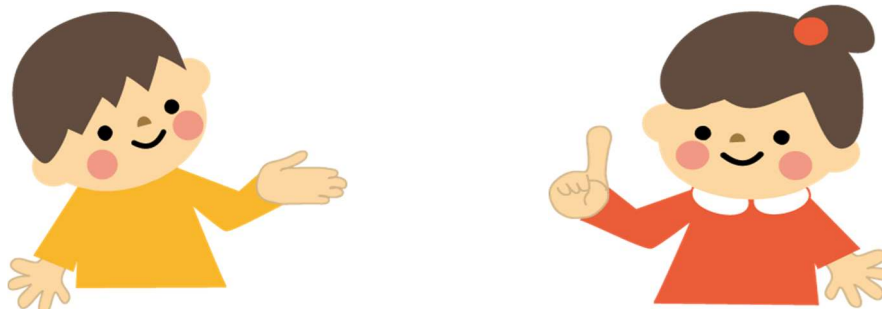
また、アンケート調査では、期待する子育て支援をたずねたところ、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が就学前児童、小学生児童ともに上位に挙げられるなど、身近な遊び場への要望が強い傾向がみられます。

今後も、子どもや親の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、親が子どもを育てる喜びを実感できる環境づくりが必要です。

(4) 子どもを守る仕組みづくりについて

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に相談件数などが増加傾向にあります。

本町においても、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、あたたかい地域社会をつくっていくことが必要です。また、全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達に支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援が必要な子どもを守る仕組みづくりが求められており、今後は、こうした支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要です。



第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

子ども・子育て支援新制度*では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等など、地域の子ども・子育て支援を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指としています。

本町においては、第1期計画に基づき、各種保育サービスの充実をはじめ、放課後児童クラブなど放課後児童対策の充実、子育て世代包括支援センターの開設など子育てへの不安を解消するための相談体制の充実などを推進してきました。

しかし、本町においては、人口減少とともに、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子どもを持つ親の孤立化もみられます。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

本計画では、第1期計画における以下の基本理念を引き継ぎ、「安心して子どもを産み健やかに育つまちづくり」を推進します。

安心して子どもを産み 健やかに育つまちづくり

2. 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。

基本目標 1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。

基本目標 2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

基本目標 3 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、家庭・学校等における教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを図ります。さらに、子どもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあう地域づくりを進めます。

基本目標 4 子どもを守る環境づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

第4章 施策の展開

基本目標 1 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

(1) 保育サービスの充実

施策の方向

近年、女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、保護者の保育サービスへのニーズは多様化しています。また、少子高齢化や核家族化により、隣近所のつきあいも希薄になる傾向がみられ、身近に相談相手もなく、ひとりで悩み、育児に対する不安を抱える親も多くなっており、子育て中のストレスをリフレッシュするための保育サービスも必要となっています。

保育サービスについて、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していく必要があります。

主な施策・事業

①保育サービスの充実

働く親の多様化する職場環境やライフスタイルに対応するため、ニーズの把握に努め、必要に応じた保育サービスの充実に努めます。また、障がいのある子どもへの対応とともに、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもなどへの支援を図ります。さらに、保育サービスの量と質を確保するため、保育士の処遇改善を図るなど、保育士の人材確保に努めます。加えて、民間保育園に対する運営費補助等の支援を図ります。

②教育・保育施設の充実

施設の老朽化への対応などを考慮し、保育園施設の充実に図るとともに、遊具の定期点検や老朽化への対応など安全管理に努めます。また、民間保育園の施設整備への支援を図ります。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭の児童数の増加が見込まれている中、次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁*」を打破する観点から、放課後の子どもの居場所づくりが求められています。

また、地域における子育て支援は、子どもや子育て家庭にとっての利益にとどまらず、次世代の地域を担う子どもを育てることにつながり、地域関係の強化という形ですべての住民の利益になるため、今後も支援体制を強化していく必要があります。

主な施策・事業

①放課後児童対策の充実

放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図るため、利用者のニーズにあわせた放課後児童クラブの充実を図ります。また、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実とともに、障がいのある子どもの利用料の減免を図ります。さらに、いきいき子ども学園（放課後子ども教室）との連携強化を図ります。

放課後児童対策の方針等

①放課後児童クラブの目標事業量

利用者のニーズ等に対応して、各クラブの充実を図ります。【目標事業量など整備目標については、第5章「5. 地域子ども・子育て支援事業*」での「(3) 放課後児童健全育成事業」に掲載】

②放課後子ども教室の実施計画

本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、学校休業日等に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。

③一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室など放課後児童対策に関する事業の実施においては、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が情報を交換し、事業の連携等を図ります。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する方策

放課後児童の安全・安心な居場所づくりに向け、教育委員会と連携し、今後も既存施設（学校施設）の活用を図ります。

⑥教育委員会と福祉保健課の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営等について、教育委員会と福祉保健課において定期的に情報の交換等を行う機会を設け、事業の現状や課題などの把握に努めます。

放課後児童対策の方針等

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取り組み

利用者ニーズを把握し、開所時間等の延長など検討し、必要に応じて調整を行います。

⑧特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいのある子どもなど、特別な配慮を必要とする児童が利用しやすい環境づくりとともに、家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。

⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童支援員等の資質向上を支援するとともに、放課後児童クラブに対して、より地域の子どもたちに合った遊びや生活の提供を行うための育成支援の強化に努めます。

⑩放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

支援内容や活動などを利用者や地域住民へ周知するため、広報紙や町ホームページでの情報発信の充実を図ります。

②子育て支援センターの充実

地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の充実に努めます。

(3) 仕事と生活の調和した働き方と子育てへの男女共同参画の推進

施策の方向

すべての人が、安定した雇用の上に、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の推進が求められています。

今後も男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス*を促進するため、その普及に向けた支援等を進める必要があります。

また、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識や、家庭よりも職場を優先する個人、企業の意識に根ざしている部分が大いと考えられます。

このため、家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動を図る必要があります。

主な施策・事業

①働きやすい環境づくりの促進

仕事優先の企業風土を見直し、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の促進に向け、関係機関と連携した啓発活動に努めます。また、男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境づくりなど、子育てしながら働きやすい環境づくりの促進を図ります。

②女性の再就職支援

ハローワーク等と連携し、有効な就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身に付ける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。

③家庭生活での男女共同参画の推進

男女の固定的役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動を通じて、家庭生活における男女共同参画の促進を図ります。また、家庭や育児に関する各種教室への男性参加者を増加させ、夫婦で子育てを担うための意識づくりに努めます。



基本目標 2 妊娠から育児まで途切れなく支援する環境づくり

(1) 相談・情報提供体制の充実

現状と課題

核家族化が進み、子育てについて祖父母等の援助や知識が得られにくい状況の中、親の抱える不安や悩み、ストレスなどをどのように軽減していくのが重要な課題となっています。

親の悩みは、日常的なものから身近な人には打ち明けにくいようなもの、専門的なアドバイスを必要とする問題まで多岐にわたることが考えられるため、身近で気軽に相談できる公的な相談体制も一層充実していく必要があります。

また、子育てに関する情報が氾濫する中、子育てをしている親が必要な情報を得られるよう、広報紙、ホームページなどととも、母子保健事業や相談支援を通じた、多様な媒体・機会を通じた情報提供に努める必要があります。

主な取り組み

①相談体制の充実

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、子育て世代包括支援センターを中心に母子保健事業を通じた相談支援を図ります。また、子育て支援センター事業を通じて、誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②子ども家庭総合支援拠点の設置検討

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワーク*による助言・支援等行う子ども家庭総合支援拠点*の設置について検討します。

③情報提供体制の充実

広報紙や子育てに関する総合的なポータルサイトである「きほくファミラボ」での情報提供をはじめ、子育て世代包括支援センター、各種相談事業や各教室などを通じた情報提供の充実を図ります。また、SNS*などを活用した情報発信方法の検討を図ります。

(2) 子どもや母親の健康づくりの推進

施策の方向

妊娠期の母親の健康状態は、安全な出産にかかわるとともに、生まれてくる子どもの健康状態に直接的な影響を及ぼします。

妊娠期、周産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図る必要があります。

また、妊娠及び出産の経過に満足することがよい子育てにつながることから、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及など、妊婦に対する相談支援の充実を図る必要があります。

さらに、子どもを強く希望しながらも恵まれない夫婦に対して、不妊治療に係る費用の支援などが必要になっています。

また、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

主な施策・事業

①妊娠・周産期の母親の健康づくり

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中の母親の健康づくりを支援するため、妊婦保健指導や妊婦健康診査を実施するとともに、妊婦健診受診後のフォロー体制の充実に努めます。また、親と子が主体的な健康づくりに取り組むよう、各種相談事業や広報等を通じて、啓発に努めます。

②子どもの健康づくり

乳幼児期の子どもの健康管理を図るとともに、発育・発達を確認するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、歯科健診などの充実に努めます。また、健診後のフォロー体制の充実に努めるとともに、各種健診の受診を促進します。さらに、相談事業、訪問指導、各種教室などを通して子どもの健康管理や子育てについてのアドバイスをを行います。

③妊娠に関する経済的負担の軽減

特定不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業の紹介・周知に努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努めます。

④食育の推進

関係団体等と連携し、離乳食教室や食生活改善推進員と連携した教室、子どもの食生活教室の開催など、乳幼児期から中学生までの発達に応じた食生活の指導や食育の啓発を推進するとともに、保育園、幼稚園、学校での食育活動の充実を図ります。

(3) 小児医療の充実

施策の方向

近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科・産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの基盤として、小児医療体制は欠かすことのできないものとなっています。現在、町内、近隣では小児医療機関が少ないため、今後は関係機関と調整を図りながら安心して医療を受けることができる体制の整備に努める必要があります。

主な施策・事業

①小児救急医療体制の整備

県や近隣市町、関係機関と連携し、小児科のネットワークづくりや小児救急医療体制の整備に努めるとともに、小児医療に関する情報提供に努めます。また、夜間や休日に子どもが急病やけがなどをしたとき、保護者が気軽に専門家に相談できる「みえ子ども医療ダイヤル」の周知と利用促進を図ります。

②かかりつけ医の確保の啓発

子どもの日頃からの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医」づくりを促進します。

基本目標 3 子どもの育ちを支援する環境づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

施策の方向

学校教育には基礎的な知識や技能を習得させるとともに、自分で考え、主体的に判断し、仲間と力をあわせて問題を解決する「生きる力」を育むことが求められています。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成などを推進するとともに、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など取り組みを進め、よりよい教育環境づくりが必要となっています。

主な施策・事業

①学校教育の充実

新学習指導要領の本格実施が令和2年度から予定されており、情報化やグローバル化といった社会的変化に対応するため、プログラミング教育や小中学校英語教育などに対応し、生きる力を育てるため総合的な視点に立った学習活動等の充実を目指します。また、スクールカウンセラー等との連携を強化するとともに、学校設備の安全確保を図り、児童・生徒にとって、安全・安心な学校づくりを進めます。

②幼児教育の充実

幼稚園での教育内容の充実を図るとともに、保育士・幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るため、CLM（チェック・リスト in 三重）*等の研修を通して保育士の資質向上を図ります。また、保育園・幼稚園と小学校の連携強化など幼児教育環境の充実を図ります。

(2) 子どもが健全に育つ環境づくり

施策の方向

近年、子どもを取り巻く課題は大きく変化しており、犯罪の低年齢化や飲酒、喫煙など、従来の子どもの問題行動等のほか、不登校や教育的に不利な環境にある子どもの増加がみられます。

こうした問題行動の防止とともに、子育てに関係する多様な専門機関や保護者・地域住民の連携や情報を共有し、子ども一人ひとりの自己実現や個性に応じた育ちを保障していく取り組みへの転換が求められています。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、福祉、保健、教育など様々な分野での対応を進める必要があります。

地域住民や関係機関等の協力のもと、豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、子どもが健全に育つ環境づくりが必要です。

主な施策・事業

①子どもの健全育成活動の推進

子どもの問題行動等を住民全体で防止する雰囲気づくりを図り、啓発活動を進めます。また、家庭、地域、学校、関係機関や団体等が連携し、地域ぐるみでの青少年健全育成活動に努めます。また、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもや保護者への支援に努めます。

②家庭教育への支援

家庭において、適切なしつけや教育がなされるよう、家庭教育について学習する機会を充実します。また、子どもの主体的な選択、決定に配慮するようなしつけや教育の必要性について啓発に努めます。

③子どものスポーツ活動の推進

紀北健康スポーツクラブでの紀北アスレチッククラブなどの開催をはじめ、スポーツ少年団への支援、学校施設開放による活動場所の確保のほか、指導者の充実を図り、子どものスポーツ活動の充実を図ります。

④子育てサークルの育成

地域子育て支援センターを拠点に、地域において親同士が交流や情報交換を行う子育てサークル等の育成を図ります。また、子育てサークルの人的な資源確保を支援するため、各種教室等における子育てサークルの啓発や、リーダー的な人材の育成に努めます。

⑤子どもが本に親しむ環境の充実

ブックスタート事業や児童図書室における読み聞かせなど、乳児期から本に親しむ環境づくりを図ります。

(3) 子どもの遊びを支援する環境づくり

現状と課題

子どもは、遊びを通して友だちをつくり、社会性や規範意識を育てていくものであり、身近に子どもたちが安心して遊べる場所があることは、子どもの豊かな人間性を育む上でも必要不可欠なものです。

本町は、自然に恵まれた豊かな環境の中にあるものの、ゲームや携帯端末の普及などにより、子どもたちが自然や人とふれあう機会が減少しています。

公共施設の有効活用を図りながら、子どもたちが身近なところで安心して遊ぶことができる場の確保・提供に努める必要があります。

主な取り組み

①子どもが安心して遊べる場の確保

子どもが屋外で自然にふれながら安全に遊べる場の確保を図り、遊具の充実など、魅力ある公園等の充実を図ります。また、遊び場における子どもの安全確保に向け、遊具の安全管理に努めます。さらに、保育園・幼稚園の園庭開放を進めます。

②交流イベント等の充実

様々な交流を通して遊び、成長することができるよう、各種事業を通じて子ども同士の交流、親と子の交流、子どもと大人や高齢者の世代間交流ができるような活動機会の提供に努めます。

基本目標 4 子どもを守る環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策の方向

子どもの個性や権利を尊重することは、子育てを社会全体で支え、健全な子どもの成長を支える環境づくりを進めるための前提となるため、子どもはもちろん、あらゆる人権を尊重する意識の高揚を図る必要があります。

本町では、福祉・医療・保健・警察等の関係機関の協力による要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めています。

また、児童虐待は、親の育児不安や育児疲れによるストレスなど、精神的に困窮している場合が多くなっていることから、児童虐待は誰にでも起こりうる身近な問題として捉え、子育て中の保護者が安心して子育てできる支援体制の整備に努める必要があります。

主な施策・事業

①人権啓発活動の充実

住民の人権意識の高揚と子どもの権利を尊重する意識づくりを図り、人権に関する情報提供と啓発に努めます。また、人権に関する学習機会の提供や講演会等の開催に努めます。

②児童虐待防止の推進

子育てのストレスや悩みごとなど、虐待につながりかねない要因の解消に向け、各種相談窓口の周知や気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じた必要な支援に結びつける体制づくりを進めます。さらに、虐待の早期発見、早期介入への必要性の啓発とともに、児童虐待防止に向けた通告義務の周知・啓発により、地域ぐるみでの虐待の早期発見に努めます。

③児童虐待防止に向けた体制の強化

要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図ります。また、地域での児童虐待防止に向け、主任児童委員、民生委員児童委員と

の連携を強化します。さらに、県の指定を受けた「子どもを虐待から守る家」による虐待を受けた児童の一時的な避難場所の設置を行います。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の方向

ひとり親家庭等が増加している中、その家庭の生活の安定・向上と児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みが必要となります。また、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的にきめ細かく行うことが必要です。

主な施策・事業

①ひとり親家庭等へ経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金とともに、放課後児童クラブの利用料減免などの経済的な支援を進めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・事業についての情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、個々の家庭状況に応じて日常生活への支援、就業への支援に努めます。

(3) 障がい児施策の実施

施策の方向

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

保育園や放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

主な施策・事業

①療育体制の充実

障がいの早期発見と適切な対応を図り、乳幼児健康診査や学校における健診等の充実に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、子どもの成長過程にそった療育体制の充実に努めます。

②自立支援の強化

障がいのある子どもの自立生活と親の子育て支援を図るため、育児相談や食事、身体介護などの日常生活を支援するサービスの充実に努めます。

③障がい児保育・特別支援教育の充実

重度障がい児加配保育士の配置など保育園における障がい児保育の充実とともに、特別支援教育など学校における障がいのある子どもの教育の充実に努めます。

④相談体制の充実

障がいのある子どもに対する各種サービスや制度に関する情報提供体制を充実するとともに、各種相談窓口との連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度、専門機関の紹介を行うなど、相談体制の充実を図ります。

(4) 安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向

子どもの交通安全の確保のため、交通安全団体等と連携し、交通ルールやマナーなど意識の高揚に努めるとともに、園児・児童・生徒に対する交通安全教育を実施する必要があります。

防犯体制については、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備とともに、警察署・防犯協会などと連携した防犯診断や防犯パトロールを定期的実施し、防犯意識の啓発を図る必要があります。

安心して暮らせる生活環境の確保に向け、交通量の多いエリアにおいては、歩道等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、また幹線道路においては、カーブミラー等を設置し、歩行者等の安全確保の整備を推進する必要があります。

また、妊産婦、乳幼児連れの方をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン*への取り組みを推進する必要があります。

主な施策・事業

①交通安全対策の充実

通学路の安全点検等、危険か所における道路環境の整備及び事故対策に努めます。また、子どもたちの交通安全知識の向上を図り、保育園や学校、地域と連携し、交通安全に対する指導や教育に努めるなど、交通安全対策の充実を図ります。

②防犯対策の充実

住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪等に関する情報提供と啓発に努めるとともに、警察等関係機関と連携し、子どもを犯罪から守るための情報交換体制を強化します。また、学校付近、通学路等における安全確保を図り、「こども110番の家」の普及・周知活動を図り、地域における見守りを促進するとともに、防犯パトロール活動の充実に努めます。

③道路環境の整備

安全な道路環境、生活環境の整備を図り、幅の広い歩道の設置や段差の解消、街灯・防犯灯の整備などに努めます。また、子どもや妊産婦にとって、危険な場所の把握と整備に努めるとともに、情報提供に努めます。

④公共施設のバリアフリー化

公共的な施設・建築物においては、高齢者や障がい者はもちろん、子どもや妊婦、ベビーカーが安心して移動できるよう、おもいやり駐車場の整備・周知、玄関の段差解消などを図ります。



第5章 子ども・子育て支援の具体的事業 目標

1. 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

子ども・子育て支援新制度*は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、保育園等の施設を利用した場合などに給付の対象となります。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付
<ul style="list-style-type: none"> ■子どものための教育・保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園、認定こども園* ・地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育） ■子育てのための施設等利用給付 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等 ■子どものための現金給付 <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業*は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法*で13事業が定められています。また、各事業について、量の見込みや確保方を設定する必要があります。

地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）	
①利用者支援事業	⑧地域子育て支援拠点事業
②延長保育事業	⑨病児・病後児保育事業
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
④子育て短期支援事業	⑪妊婦健康診査
⑤一時預かり事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦養育支援訪問事業等	

2. 教育・保育提供区域の設定

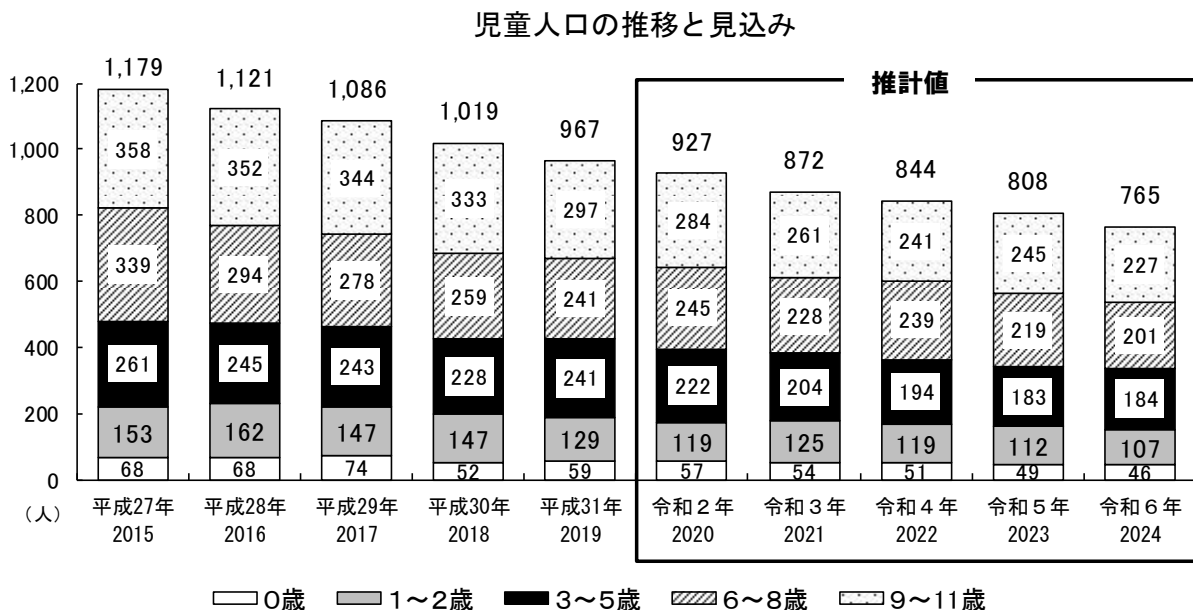
子ども・子育て支援法*第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業*の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

3. 児童人口の見込み

本町の小学生までの児童人口（0～11歳）の推移をみると、平成27年の1,179人から平成31年の967人へと減少しています。

過去の人口動向から将来児童人口を推計すると、今後も減少傾向で推移することが予測され、本計画の目標年である令和6年には765人となることが見込まれます。



※実績値は住民基本台帳人口（各年1月1日現在）。推計値はコーホート変化率法（過去の住民基本台帳人口〔平成27～31年〕から婦人子ども比及び男女児性比、各コーホート間の変化率を求め、それをもとに推計する方法）で算出。

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園*（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園*（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園*（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園*、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育を必要とする事由 就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等 ■ 保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類 ■ 入所を優先する事情 ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDV*のおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 計画期間の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成31年4月1日現在、町内では保育園が7か所、幼稚園が1か所となっています。

供給体制については、量の見込みに対する供給が可能となっており、今後も供給体制の確保に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

1号認定(新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み			22人	22人	21人	17人	19人
②確保内容	特定教育・保育施設	町内	25人	25人	25人	25人	25人
		町外	0人	0人	0人	0人	0人
		計	25人	25人	25人	25人	25人
	確認を受けない幼稚園		0人	0人	0人	0人	0人
	合計		25人	25人	25人	25人	25人

2号認定(満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み			195人	180人	171人	161人	162人
②確保内容	特定教育・保育施設	町内	202人	202人	202人	202人	202人
		町外	0人	0人	0人	0人	0人
		計	202人	202人	202人	202人	202人
	幼稚園+預かり保育		0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人	0人	0人
	合計		202人	202人	202人	202人	202人

3号認定(満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども)

0歳

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み			6人	5人	5人	5人	5人
保育利用率			17.5%	18.5%	19.6%	20.4%	21.7%
②確保内容	特定教育・保育施設	町内	10人	10人	10人	10人	10人
		町外	0人	0人	0人	0人	0人
		計	10人	10人	10人	10人	10人
	地域型保育	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
		家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
		事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
		計	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人	0人	0人	
合計		10人	10人	10人	10人	10人	

※保育利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷子どもの推計人口

1～2歳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		94人	99人	94人	89人	85人	
保育利用率		90.8%	86.4%	90.8%	96.4%	100.9%	
②確保内容	特定教育・保育施設	町内	108人	108人	108人	108人	108人
		町外	0人	0人	0人	0人	0人
		計	108人	108人	108人	108人	108人
	地域型保育	小規模保育	0人	0人	0人	0人	0人
		家庭的保育	0人	0人	0人	0人	0人
		事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
		計	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型保育施設の地域枠		0人	0人	0人	0人	0人
	合計		108人	108人	108人	108人	108人

※保育利用率：利用定員数（確保内容の合計）÷子どもの推計人口



5. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業*は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法*で13事業が定められており、各事業について、「量の見込み（ニーズ量）」や「確保方策」を設定する必要があります。

令和2年度から5年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、国の基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、アンケート調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	⑧地域子育て支援拠点事業
②延長保育事業	⑨病児・病後児保育事業
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
④子育て短期支援事業	⑪妊婦健康診査
⑤一時預かり事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦養育支援訪問事業等	



(1) 利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子ども又は保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の3種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態）
・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
・母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

現 状

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポートなど途切れのない支援を目指して体制を構築してきました。

量の見込みと確保内容

利用者支援事業					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師等が妊産婦等への相談支援を実施し、途切れのない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

(2) 延長保育事業

事業内容

延長保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の保育日以外の日や保育園等における 11 時間の開所時間を超えて、保育を実施する事業です。

現 状

本町では、未実施となっています。

量の見込みと確保内容

延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保内容	0人	0人	0人	0人	2人

確保方策

今後も、就労時間や通勤時間の変化などによる保護者のニーズを把握し、地域的な特徴も考慮しつつ、検討を図ります。



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置されています。

現 状

本町では、紀伊長島地区、海山地区のそれぞれ1か所、計2か所で放課後児童クラブを実施しています。平成30年度の登録児童数は31人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録児童数	38人	23人	27人	31人	26人

※各年度の登録児童数は年度当初。

量の見込みと確保内容

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	33人	33人	30人	28人
低学年	32人	30人	31人	28人	26人
高学年	3人	3人	2人	2人	2人
②確保内容					
登録児童数	35人	33人	33人	30人	28人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

確保方策

今後も、放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図ります。また、いきいき子ども学園（放課後子ども教室）との連携強化を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育を一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

現 状

本町では、未実施となっています。

確保方策

現在、未実施となっていますが、ニーズにあわせた確保策の検討を図ります。



(5) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と就学前までの児童を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに子どもを一時的に預かる事業です。

現 状

本町では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、紀伊長島幼稚園で実施しており、平成30年度の利用状況は183人日となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	0人日	81人日	112人日	183人日	443人日

※人日：人数×日数で年間の必要量を表します（例：15人が10日間利用した場合には150人日）。

※令和元年度の利用人数は令和2年1月31日現在。

量の見込みと確保内容

一時預かり事業（幼稚園型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
1号認定利用	120人日	120人日	110人日	110人日	100人日
2号認定利用	0人日	0人日	10人日	10人日	20人日
②確保内容	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

一時預かり事業（幼稚園型以外）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※人日：人数×日数で年間の必要量を表します（例：15人が10日間利用した場合には150人日）。

確保方策

今後も、保護者のニーズにあわせた対応に努めます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現 状

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。平成30年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率は100%となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問対象人数	62人	76人	53人	70人	50人
訪問率	100%	100%	100%	100%	98%

※令和元年度の訪問対象人数等は令和2年3月31日見込み。

量の見込みと確保内容

乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (対象人数)	68人	66人	64人	62人	60人
②確保内容 (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
実施体制	実施体制：2人 実施機関：紀北町				

確保方策

出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定め、訪問率100%を目指します。

(7) 養育支援訪問事業等

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭又は虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問延べ件数	8 件	8 件	7 件	9 件	8 件

※令和元年度の訪問延べ件数は令和 2 年 3 月 31 日見込み。

量の見込みと確保内容

養育支援訪問事業等

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み 訪問延べ件数	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
②確保内容 訪問延べ件数	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現 状

本町では、地域子育て支援センターを3か所開設しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	1,286 人回	1,120 人回	1,035 人回	1,003 人回	895 人回

※人回：人数×回数で月間の利用量を表します（例：30人が5回利用した場合には150人回）。

※令和元年度の利用人数は令和元年12月31日現在。

量の見込みと確保内容

地域子育て支援拠点事業

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	167 人回	167 人回	160 人回	160 人回	160 人回
②確保内容	167 人回	167 人回	160 人回	160 人回	160 人回
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

※人回：人数×回数で月間の利用量を表します（例：30人が5回利用した場合には150人回）。量の見込みは月あたり。

確保方策

今後も、地域子育て支援センターの周知など利用促進を図るとともに、事業内容の充実に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現 状

本町では、施設や専門スタッフの確保などの問題もあり、未実施となっています。

量の見込みと確保内容

病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24人日	24人日	24人日	24人日	24人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	24人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

※人日：人数×日数で年間の必要量を表します（例：2人が10日間利用した場合には20人日）。

確保方策

保護者のニーズ把握に努めるとともに、実施に関連する各関係機関と連携のもと、事業の実施について検討していきます。



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動をする制度です。

現 状

本町では、未実施となっています。

確保方策

今後も、保護者のニーズ把握に努め、事業の実施について検討していきます。



(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現 状

本町では、妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。平成30年度の対象者は49人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象人数	85人	57人	64人	49人	47人
健診回数	845回	742回	764回	644回	523回

※令和元年度の訪問対象人数等は令和2年3月31日見込み。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (健診回数)	672回	658回	644回	630回	616回
②確保内容 (健診回数)	672回	658回	644回	630回	616回
③確保方策	実施場所・実施体制：医療機関に委託して実施する 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年				

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後も、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、計画期間における実施の予定はありませんが、国が示す対象範囲等を踏まえて検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。



6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と保育・教育の内容充実を図るとともに、保育園と幼稚園、保育園と小学校、幼稚園と小学校などが、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。

(2) 認定こども園の推進

認定こども園*は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、町内には認定こども園*はありませんが、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえ、幼保一体型施設（認定こども園*）の検討を行います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 保育士等の質の向上と人材の確保

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士の人材確保及びその専門性や経験が重要になります。幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、幼稚園教諭・保育士の確保が不可欠であることから、確保に向けた支援策等を検討していきます。

7. 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携
児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。
- (4) 外国につながる幼児等への支援・配慮
国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけられた施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるために、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策は、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

(3) 近隣市町との連携

近年の行政施策では、福祉施設の整備等、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。本計画では、広域的な連携のもとで施設等を整備する施策はありませんが、就労環境の向上や子どもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及び子どもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

2. 計画の進行管理

(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、住民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制をつくっていくことが理想となります。そのため、今後は、施策の推進とあわせて、住民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、福祉保健課が中心となり、子育て世代包括支援センターや保育園・幼稚園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2) 計画の進行管理

計画の着実な推進のために、各関係課や関係団体が一体となった取り組みを進めるとともに、福祉保健課で定期的に進行状況等を把握・確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDCAサイクル*（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善）のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料編

1. 子ども・子育て会議について

(1) 紀北町子ども・子育て会議設置要綱

紀北町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 2 月 1 日告示第 4 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業について、効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、紀北町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査・審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、町長に答申し、又は意見を述べるができる。

(構成)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した委員 12 人以内をもって構成する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条の規定により委嘱された委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となり会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 会議は、特別の事項を調査研究するために専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、福祉保健課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 紀北町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年10月1日から令和3年9月30日

	構成	役職等	名前	備考
1	見識を有する者	紀州児童相談所長	山添 欽也	
2	児童福祉関係者	紀北町保育所運営協議会会長	西村 卓二	会長
3		紀北町社会福祉協議会会長	奥川 豊樹	副会長
4		紀北町民生・児童委員協議会会長	長井 征資 西村 俊二	令和元年11月30日まで 令和元年12月1日から
5		子育て支援センター代表	横江 ゆう子	
6		紀北町校長会会長	吉田 由紀夫	
7		紀北町PTA連絡協議会会長	東 征彦	
8		保育所保護者代表	東 和志	
9		町立幼稚園保護者会代表	久保 敦誠	
10		小山ハウス代表	森田 涉	
11		町長が認める者	株式会社 ディー・グリーン代表	東 城
12	紀北町学校教育課長		宮本 忠宜	

事務局	福祉保健課長	中村 吉伸	
	福祉保健課長補佐	中野 律	
	福祉保健課係長	奥川 由紀子	

2. 用語解説

[か行]

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性(15～49歳)が、その生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされています。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する拠点。児童福祉法第10条の2に基づき、各市町村で拠点の整備に努めることとされています。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「紀北町子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援サービスについて、量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に公布された法律。

[さ行]

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

ソーシャルワーク

社会福祉援助のこと。生活していく上での問題を解決、緩和することで、質の高い生活を支援していくこと。

[た行]

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②延長保育事業、③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、④子育て短期支援事業、⑤一時預かり事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業等、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業の13事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

[な行]

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

[や行]

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

[ら行]

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

[わ行]

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

[ABC]

CLM (チェック・リスト in 三重)

保育園や幼稚園において、発達に課題がある子の行動等を観察し、具体的な支援の実践に向けた個別の指導計画を作成するために三重県立小児心療センターあすなる学園が開発したアセスメントツール。

DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

PDCAサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA (Plan: 計画 → Do: 実行 → Check: 検証 → Act: 改善) のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して、コミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。

紀北町第2期子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

発行：紀北町 編集：福祉保健課 発行年月：令和2年3月

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

TEL：0597-46-3122 FAX：0597-47-5903